

# 温泉地域研究

第36号

2021年 3月

## 論文

東北地方における湯治文化について

- 1950年代～1960年代の山形県を中心に—……………内田 彩 (1)  
浅間温泉の歴史と湯口権～鷹の湯事件を起点として～ ……………清水 恵介 (13)  
豊後高田市における温泉地の日帰り利用と宿泊利用の効果比較  
～「新・湯治」の効果測定調査プロジェクトの結果から～  
…………… 齊藤 雅樹・森 康則・早坂 信哉 (25)

## 温泉裁判例研究

- 温泉の掘削工事に関する瑕疵担保責任 ……………伊達 雄介 (35)

## 報告

- 乳頭温泉郷の現況について ……………竹内 貴祐 (40)

## 書評

- 日本温泉科学会監修：『図説 日本の温泉—170温泉のサイエンス』  
……………西村 理恵 (44)

- 学会記事 …………… (45)

日本温泉地域学会

東北地方における湯治文化について  
—1950年代～1960年代の山形県を中心に—  
Hot Spring Cure Culture in Tohoku District  
— Study of Yamagata Prefecture from the 1950s to 1960s

内田 彩\*  
Aya UCHIDA

キーワード：湯治 (hot springs cure) ・ 湯治文化 (hot spring cure culture) ・ 長期滞在 (long-stay) ・ 温泉地 (hot spring resort)

## 1 はじめに

### (1) 研究の背景

現在、湯治および湯治場は減少の傾向にある一方で、環境省が「新・湯治」を提唱<sup>1)</sup>するなど、改めて「湯治」が注目を集めている。湯治は、歴史学<sup>2)</sup>、観光地理学<sup>3)</sup>、医学<sup>4)</sup>、医学史<sup>5)</sup>、交通史<sup>6)</sup>、旅行史<sup>7)</sup>、観光計画論<sup>8)</sup>、観光行動論<sup>9)</sup>等から研究がなされている。先行研究により、近代の温泉地は交通の発展や社会構造の変化に伴い療養の地から保養温泉地、そして観光・歓楽温泉地へと発展したが、地域により変化の過程は異なっていた。湯治の入湯者は農業・漁業関係者が多く、農業が主体であった東北地方を中心として、上信越・九州地方等に、温泉地で療養・保養を行う習慣が残り<sup>10)</sup>、東北は「湯治場としての特性を有してきた」と指摘されている<sup>11)</sup>。東北の湯治研究は、東北大学病院の医学的研究<sup>12)</sup>、山村らの地域変容の研究より各地域の詳細<sup>13)</sup>が明らかになっているほか、現代の湯治<sup>14)</sup>、湯治場の研究<sup>15)</sup>、旅行ガイドブック、個人の記録などにより考察・記録されている。先行研究では医学、地域変容、現代湯治を中心とした考察が多く、観光化する前の入湯者の属性や湯治生活の実態について不明な点も少なくない。農業は70年代に大きく構造が変化しているため<sup>16)</sup>、それ以前の東北地方における湯治の実態を考察し、人々の生活なか

で湯治の果たした役割について明らかにする必要がある。

### (2) 研究目的と研究方法

本論文では、現代まで湯治が継承された東北地方を中心に、湯治文化の実態と役割について明らかにすることを目的とする。研究方法は、先行研究・史料から湯治の定義及び変容を整理したうえで、東北大学医学部附属病院鳴子分院、東北大学医学部温泉医学研究所が1950年代・1960年代に山形県の16温泉地を対象に行った「東北地方温泉地に於ける湯治概況調査成績」を分析することを通して、入湯者の属性および滞在の目的と行動、宿泊施設の動向を明らかにする。

## 2 東北地方における湯治

### (1) 湯治文化

湯治は「「湯」は薬湯、「治」は治療を意味し、病気や傷の治癒を目的として温泉や薬湯につかり、あるいは石風呂(蒸し風呂)で汗を流すこと。のちには温泉宿に滞在して自炊しながら保養することをいう」『日本大百科事典』、「温泉、または薬草などを入れた風呂にはいって、病気を治療したり健康を回復したりすること」(『日本国語大辞典』)と説明される。現代では基本的に、①温泉、②薬湯、③風呂などを利用して病気療養や養生・保養すること、またそのために温泉地に滞在する

\*東洋大学(TOYO University)

ことを指すといえよう。

一方で文化は「自然に対して、学問・芸術・道徳・宗教など、人間の精神の働きによって作り出され、人間生活を高めてゆく上の新しい価値を生み出してゆくもの」であり、「集団の一員としての思考、感情、行動を仲間から学習（習得）し、獲得したものを同世代、後世代の人々に伝達」<sup>17)</sup>するものであるならば、時代により湯治文化が変容することは当然であろう。また、地域により湯治を受容・伝承する形式にも差異があったことが推測される。ここでは、東北地方を中心に湯治文化の受容と変容過程について考察する。

## (2) 湯治の季節性と期間

上記の視点から考えると、「湯治」に対応する用語は、各時代や地域の湯治形態を表しているといえよう。西川が湯治は「関東東北では「骨休め」と言ったり、「気保養」と言ったり、「サブナリ」と言ったり「土洗ひ」と言ったり、「浜湯治」といったり、様々なる言い習わしの言葉さへあるのである」<sup>18)</sup>と指摘したように複数の言葉が存在していた(表1)。

表1からも「正月の湯に始まり、寒の湯に至るまで、おおよそ年中、都合の良いときに入湯する機会を作っていた」<sup>19)</sup>ことがわかる。この湯治用語のなかでも、土用の「丑の湯」は、「1日に3年の効がある」(福島)<sup>20)</sup>、「土用中の丑の日に湯治すれば、よく効いて病気にかからないといって遠方から湯治客が集まり、この日に鰻を食べると健康になって暑さ負けしないといって、鰻のかば焼きを食べる」(宮城)<sup>21)</sup>、「この日に温泉に入浴すると長生きする。7月末になると農家の人たちが

日帰りで入浴しに来た」(宮城)<sup>22)</sup>、など、短期間で訪れる特別な湯治であった。入湯者は「大人はこの世の楽しみはそれしかないみたいに土用の丑の日を指折り数えて待って」おり、子どもは他所ゆきの着物を着て、家族で旅立っていった(秋田)<sup>23)</sup>など、東北地方の湯治場は多くの人々でにぎわったことが記録されている。

以上から東北の湯治には、①農業における四季の行事に合わせた湯治の用語があった、②長期滞在の湯治と特別な短期滞在の湯治の両方が存在したといえるだろう。

## (3) 湯治の季節的変動と年代層の変化

西川によると群馬県谷川温泉では、1914(大正3)年前後までは、4月には「湯十日」、1月～2月には2、3週間の「寒湯治」をしていたという<sup>24)</sup>。寒湯治は、「寒い季節に温泉で傷や痛みを治療すること」(『日本国語大辞典』)である一方、農業従事者にとっては農閑期にあたり、長期に家を空けることができた。漁協期では、冬が最盛期になる場合もあり、「夏湯治」に来る場合もあった。東北地方の季節変動は、小堀・山村が東鳴子温泉を対象に1974年と2001年で比較しており(図1)、①1974年は自炊入湯者が70%を占め、農閑期の冬季に集中しているが、観光者は通年であること、②2001年には観光者が88%に増加し、季節的にも秋の紅葉シーズンにピークが来るようになったことを指摘しているほか、③1967年と2000年の年齢比較も行っており、60代以上が1967年(44.7%)から2000年(83.5%)に変化したと明らかにした<sup>25)</sup>。山田も東鳴子温泉を対象に1987年と

表1 湯治に関する用語

春	野上りの湯、一番草後の湯、サブナリ(早苗振り)、骨休め
夏	丑の湯(丑湯治)、盂蘭盆の湯、稲の取入れ前の湯
秋	泥落としの湯、土洗ひ、秋湯治
冬	冬湯治、寒湯治、正月の湯、寒湯治、
その他	浜湯治、湯見舞

(注) 西川(1937)(1943)等より筆者作成。

2000年を比較し、高年齢層が増加したことに加え、自炊入湯者が次第に四季を問わずになり、むしろ知人の滞在など別要因により時期を決定していること、これは入湯者の中心が、農閑期に湯治を行ってきた農家から年金生活の高年齢層に変化したことがあると指摘した<sup>26)</sup>。

季節性や年代層の変化は、農業の変化が影響を与えたとされ、小堀・山村は農家や漁家が兼業化し、十分な余暇が取れない傾向になったことに加え、娯楽が多様化したことに伴い、農漁村から青壮年層の入湯者が減少したと指摘している<sup>27)</sup>。1950年では農業に強く依存する農家が多かったが、1960年代から兼業農家が増加し、1980年代には総農家数が減少した。農業構造における年代層の変化は、伝統的農業期(1950～1969年)、兼業農業浸透期(1970～1990年)で大きく変化し、前者は農業従事者数および若者・壮年の年代層も多かった<sup>28)</sup>。いわば、入湯者の変容は、農業構造と大きくかかわっていたといえよう。こうした農業の変化とともに湯治場に影響を与えたのが観光の大衆化であった。

#### (4) 観光の大衆化における湯治場の変容

近世までの温泉地は療養が基本であり、三廻り(21日間)前後の長期滞在が一般的であった。江戸幕府崩壊後は、旅の自由化、西洋医療の流入、職業形態の変化などに伴い、前時代に比べ相対的に医療としての湯治に対す

る比重が軽くなったことに加え、近代交通の発展は短期間での移動を可能にし、滞在の短期化を促すことになった。次第に大都市から近い温泉地は療養から保養・観光の要素が強くなった。

第二次世界大戦後は地主的土地所有制度の解体とそれによる自作農的土地所有制度の創設を目指した「農地改革」(1946～1950年)が進み、鳴子温泉では専門農協が運営する温泉施設として1949年に「農民の家」が開業した。東北大学鳴子分院医院長の杉山尚は、温泉療法の医学的研究の場としての病院だけではなく、湯治の実践の場としての施設が必要であると設立を後押ししたという。農民たちも病気になれば生活が立ち行かなくなる時代であり、農閑期に心身を休められる場を必要としていた<sup>29)</sup>。1954年には厚生省により国民保養温泉地が指定されるなど、療養・保養温泉地としての整備も進んでいた。

一方で高度経済成長期には、男性を中心とした会社の慰安旅行による団体旅行が増加し、大都市から近距離で立地の良い温泉地を中心に観光温泉地が増加した。観光者向けの旅館は、団体旅行が増加するなか、集客を旅行代理店に依存する構造が成立し、団体旅行向けの施設を持ち大都市に近い温泉旅館が旅行代理店に優遇された。1970年には大阪万国博覧会が開催され、旅のブームを起こすとともに、翌年には若い女性をターゲットとし

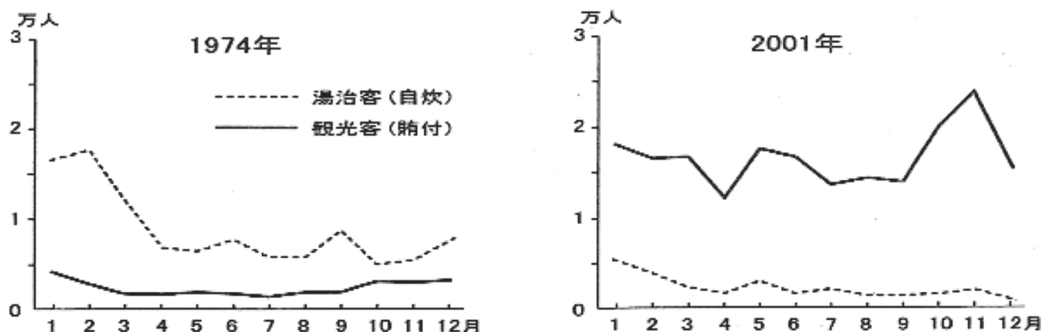


図1 「東鳴子温泉における自炊湯治客と観光客の季節性変化(1974.2001)」

(注)小堀・山村(2004)「宮城県東鳴子温泉における湯治場の地域変容と活性化」より転載。

たディスカバージャパンキャンペーンが引き金となり、旅行の大衆化が一層促進された。1970年に旅行代理店からの送客が難しい小規模旅館33軒が集まり、日本秘湯を守る会が創設したのは、温泉地が変容するなかで、温泉宿の2つのベクトルを表す象徴的な出来事であった。しかし、1973年時点では東北、甲信越、中九州等では、湯治を中心とした温泉地が残されており<sup>30)</sup>、東鳴子温泉では1975年時点で、20軒中4軒が自炊のみ、10軒が自炊可能という湯治中心の温泉地として成立していた<sup>31)</sup>。日本秘湯を守る会の設立時、33軒中13軒が東北地方の宿であった<sup>32)</sup>ことから、1970年代は大都市部周辺の観光温泉地と東北地方の湯治場の違いが明確になった時期であり、湯治場が大きく変容する時期であった。

### 3 東北における湯治の状況について

#### — 1950年代～1960年代—

##### (1) 東北大学医学部附属病院鳴子分院、東北大学医学部温泉医学研究所の調査について

先述したように、1970年代以降の湯治場は、農業の構造変化と観光の大衆化に大きく影響を受けた。野口は細々と湯治の伝統を守り抜いてきた宿も、この時代にずいぶん迷い、観光化へと踏み切った宿も多かったと述べている<sup>33)</sup>。伝統的農業期であり、観光の大衆化が進む前である1960年代迄は、湯治用語に見られるように、農家に湯治習慣が残されていたと考えられる。ここでは山形県の湯治調査から、東北の湯治の実態と役割を明らかにする。

本調査は、山形県衛生部の依頼により東北大学医学部附属病院鳴子分院、東北大学医学部温泉医学研究所などが、山形県の湯治場を対象に泉質、治療状況、治療効果、入湯者の年齢、滞在日数、目的など調査した記録である<sup>34)</sup>。具体的には県内の温泉地16か所に短期の療養相談所を設置し、①「短期療養相談

所開設による医学的調査成績」にて療養所を訪れた入湯者の状況把握、②「湯治概況調査成績」にて、対象温泉地の入湯者全体の調査、さらに地域によっては、③医学的な温泉実験・研究などを行った記録である。加えて宮城県鳴子温泉等の記録も残されている。1950年代、60年代において、複数の地域において、同一目的のもと湯治場の状況を詳細に記録したデータは珍しく、本論文では、当時の湯治の様相について、①入湯者の属性、②滞在生活、③宿泊施設という視点から考察する(表2、3)。

#### (2) 入湯者の属性

##### 1) 性別・入湯圏

対象時期が異なるため、一概に比べられないが、16か所中10か所において女性が多いことが特徴であった。小野川・東根・今神温泉は60%の割合を超えているが、男性で60%の割合を超えた温泉地はない。また、男性比率が高かった肘折・銀山・赤倉・新庄温泉のうち、肘折・銀山温泉は夏季期間中の調査であり、レクリエーション的な要素がみられるほか、男性が多い温泉地は年齢層が低い傾向があった。戦後の観光温泉地は男性の団体客が多く、男性優位の温泉地として発展したと指摘されるが、高度成長期の湯治場は、女性も多く訪れていたことが指摘できる。入湯圏は、宮城県の来訪者(21%)が多い赤倉温泉を除き、すべての湯治場で、山形県内が80%前後となっており、県内の人々が来訪していたことわかる。

##### 2) 年代

高齢者が多くみられる一方で、20代、30代も一定数が訪れている特徴がある。この背景には、「余暇(レクリエーション)」の過ごし方が限られた時代であったことがある。

もう一つ特徴的な点は、子どもの存在である。肘折・瀬見・羽根沢・今神などでは、職業項目の2番目に挙げられている。高齢者の湯治体験の記録などからも、就学年齢前から両親や祖父母に連れられて湯治に来ることは

珍しくなく、「小さいころから祖父母に連れられて湯治場によくいったから温泉好きなんです」<sup>35)</sup>、「3歳のころにおじいさんに連れられて湯治を経験して以来、ほぼ毎年2週間の湯治を楽しんできた」<sup>36)</sup>など、生活文化のなかに子連れで湯治に行く習慣があり、世代を超えて湯治が受け継がれてきたといえよう。

家族に連れられて訪れた子ども達がいる一方で、蔵王温泉のように、子ども達が湯治場に行くことが目的となっていた事例もあった。論文の中では、林間学校のような登山も含むレクリエーション的な利用に加え、「かん」や皮膚疾患(アトピー)に効く「子供の湯」として有名であったことが指摘されている。後者については、全体調査でなく療養所に診察に訪れた入湯者のうち、0歳～9歳児が内科的領域で36%、皮膚領域で50%と、それぞれ子どもの患者が最も多いことから、入湯者に明確な療養目的があったといえよう。さらに来湯動機にも「かんに効く」などが挙げられている。論文では「かんに効く」からと云

う目的で来湯するものが24.6%と約1/4を占め、他の温泉に見られる健康増進と云う項に相当するものである。農休みは調査時期が旧盆に合致したもので比較的low率を示した結果となったものである。林間学校は特別と捉えられるが、その目的とするところは児童の健康増進である<sup>37)</sup>と述べられているように、子どもの健康を目的とした温泉地であった。この点からも、特定の疾患に効くと伝えられた温泉では、治療を目的に入湯者が訪れていたことがわかる。

### 3) 職業

ほとんどの地域で農家が職業の一位を占めている。また、項目の「無職」、「幼児」、「小・中学生」、「記載なし」などのうち多数は、農業を家計とする家族を含んでいると考えられ、農家関係者はさらに多かったと指摘されている。一方で、米沢駅からバスで訪れることができ、「都市近郊の非農業者の保養地」と評された白布高湯温泉や、1920年に石油試掘に伴い温泉が湧出し、新しい温泉地とし

表2 入湯者の属性

地名	調査時期	対象者(回答)	男女比	入湯圏(県)	年齢	上位2位	職業	上位2位
蔵王	54.8/19	1312名(73%)	女(59%)	山形(93%)	6-10	11-15	小中学生(33%)	無職(23%)
湯田川	56.3/1-7	124名(96%)	女(59%)	山形(90%)	50-59	0-9	農業(68%)	無職(27%)
肘折	56.8/15-24	498名(-)	男(56%)	山形(81%)	20-29	60-69	農業(53%)	学生・児童(15%)
小野川	56.11/20	6名(80%)	女(65%)	山形(90%)	60-69	50-59	農業(48%)	主婦(30%)
瀬見	57.2/13	361名(84%)	女(53%)	山形(82%)	60以上	55-59	農業(64%)	幼児(12)
銀山	57.8/18,20	439名(98%)	男(57%)	山形(92%)	20-29	30-39	農業(42%)	無職(32%)
温海	58.2/18-25	164名(-)	同数	山形(85%)	20-29	30-39	農業(52%)	学生・児童(15%)
白布高湯	58.9/15-10/5	168名(-)	女(54%)	山形(88%)	60-69	50-59	農業(29%)	商業(23%)
東根	58.12/1-15	120名(-)	女(75%)	山形(95%)	60-69	50-59	農業(84%)	無職(11%)
赤倉	60.2/5、16	655名(77%)	男(55%)	山形(58%)	30-39	50-59	農業(56%)	主婦(13%)
新庄	62.11/9-18	144名(-)	男(59%)	山形(94%)	50-59	40-49	農業(40%)	その他(26%)
湯野浜	62.2/27,3/7	362名(-)	女(59%)	山形(98%)	60-69	50-59	農業(74%)	無職・商業(各9%)
新山	62.11/28-30	61名(-)	女(53%)	山形(77%)	60-69	50-59	農業(53%)	主婦(32%)
羽根沢	63.8/11-20	137名(-)	ほぼ同数	山形(90%)	20-29	30-39	農業(30%)	学生・生徒(15%)
滑川	63.9/26-28	59名(-)	女(59%)	山形(78%)	60-69	30-39	主婦(52%)	農業(17%)
今神	65.7/29-8/4	92名(-)	女(65%)	山形(79%)	60-69	50-59	農業(36%)	無職・学生(各13%)

(注) 東北大学論文群(16本)から筆者作成。

て成立した羽根沢温泉は、農家関係者が少ないといえる。このように、温泉地の特色や立地により、湯治場が多様化しつつあることもわかる。

### (3) 湯治場の滞在形態

#### 1) 来湯（滞在）目的・経験

温泉療養が最も多くみられるが、静養、レクリエーション等も上位に挙がっている（表3）。親から「温泉に入ると病院通いしないでいいぞ、風邪をひかないぞ」<sup>38)</sup>と言われたなど、病気療養だけではなく、保養や健康増進的な利用法も多くあったと考えられる。また、ここでのレクリエーションは余暇を指し、肘折温泉の調査ではレクリエーション（農休み）と記述されている。余暇が多様化する以前の時代において、農閑期や「丑の湯治」などの特別な時期に青年、壮年期の人々も湯治に訪れていたことがわかる。「来湯経験」の項目は、特定の温泉地の経験だけでなく、湯治行為への経験と思われる論文もあり、その地域へのリピーターか否か明確に判

断できない点もある。しかし、「初回が20%に過ぎず、大部分が何回かの来湯をくりかえしているが、これは当温泉が近郷の農民によって年中行事として利用されていることを示している」<sup>39)</sup>のように、初回が少ないほど、湯治もしくはその温泉地に複数回訪れていることを示している。さらに来湯動機の上位で「自分の経験」がみられることから、この時代の入湯者は温泉地での湯治が習慣化されていたといえよう。

#### 2) 来湯（滞在）動機

入湯者が湯治場を選択した理由は、多く場合、自らの経験や周囲の人々の話や推薦を重視している。「新聞・雑誌を読んで」の項目もあるが、すべての温泉地で上位には入っていない。入湯者にとっては、周囲の人、自分の経験など、身近な情報源が重要であったことがわかる一方、医師の指導により来湯する人は多くない。赤倉温泉は、病気治療及び病後保養の目的で来湯する入湯者が51%を超えるが、来湯動機に医師の指導で訪れた人

表3 入湯者の来訪動機・滞在形態

地名	来湯経験 (初回)	日数(上位)	来湯動機（上位4項目）	来湯目的（上位3項目）
蔵王	35%	4(31%)	自分の経験、周囲の話、親とともに、林間学校	揖に効く、農休み、林間学校
湯田川	37%	11-15(55%)	自分の経験、周囲の話、その他、知人が滞在	病気治療、その他、レクリエーション
肘折	39%	10(18%)	周囲の話、自分の経験、なし、医師の指導	病気治療、保養、静養
小野川	20%	2(21%)	自分の経験、周囲の話、その他、医師の指導	レクリエーション、静養、病気関連
瀬見	28%	14(33%)	周囲の話、自分の経験、記載なし、知人を頼って	病気、静養、レクリエーション
银山	52%	2(16%) 7(15%)	自分の経験、周囲の話、その他、知人が滞在	静養、レクリエーション、病気治療
温海	28%	14(25%)	自分の経験、なし、周囲の話、知人が滞在	静養、レクリエーション、病気治療
白布高湯	44%	7(%)	自分の経験、その他、周囲の話、不明	静養、レクリエーション・病気治療
東根	20%	7(28%)	自分の経験、その他、知人が滞在、周囲の話	静養、病気治療、レクリエーション
赤倉	29%	10(20%)	自分の経験、周囲の話、不明、その他	病気治療、静養、保養
新庄	84%	1(90%)	周囲の話、自分の経験、その他、知人滞在	レクリエーション、静養、病気治療
湯野浜	33%	14(35%)	自分の経験、周囲の話、その他、医師の指導	静養、病気療養、レクリエーション
新山	28%	14(28%)	自分の経験、周囲の話、医師の指導、知人滞在	病気治療、保養、静養
羽根沢	47%	2(37%)	周囲の話、自分の経験、その他、知人が滞在	レクリエーション、静養、病気治療
滑川	48%	2(27%) 7(25%)	自分の経験、周囲の話、知人が滞在、その他	病気治療、レクリエーション、保養
今神	48%	14(29%)	周囲の話、知人が滞在、その他、自分の経験	病気治療、静養、保養

(注) 東北大学論文群（16本）から筆者作成。

は、5.7%であった<sup>40)</sup>。湯治を医師の指導のもとでうける医療として捉えるよりも、祖父母や両親に「体に良い」と連れられてきた家庭で伝わる健康文化的な側面が強かったともいえよう。

一方で興味深い項目が「知人が滞在」である。江戸時代の湯治場において交流は重要な事柄で会ったことや<sup>41)</sup>、2000年代には湯治の季節性が農閑期の生産活動と切り離され、知人が来る時期を互い見計らって湯治場に来ることが指摘されているが<sup>42)</sup>、高度経済成長期においても来湯動機に影響を与えていた。『日本方言大辞典』には、「中見舞」（津軽）、「湯見舞い」（庄内）等の言葉があるが、後者は「湯治中の友人、知己、親戚のところへ酒肴を持って見舞いに行き、一日遊んで帰ってくる。また、行かずに見舞いの品物を贈ること」とされ、長期湯治だけではなく、湯治見舞いとして短期間に訪れることもあった。こうした経験や交流から得た情報が、次の湯治場選びなどに利用されたため、「周囲の勧め」、「自分の経験」が湯治場選択に影響を与えたといえよう。

### 3) 滞在日数

長期滞在が主流だが、大別して短期滞在（2日）と長期滞在（14日）の2通りに分かれ、銀山、滑川温泉のように2日と7日に二極化する事例も見られた。湯治期間には歴史的に医療タームとして「一廻り（7日）」で三廻り（21日）といわれるが、「3日一廻り」（蔵王）、「5日一廻り」（瀬見・小野川）、「1週間一廻り」（銀山）、「2週間一廻り」（湯田川）など、複数の「廻り」が存在した。各地域の「廻り」に従っていた入湯者も多く、蔵王温泉では4日（3日+1日）が最多（31%）で、3日（21%）も多い。銀山も7日が（15%）、湯田川温泉11日～15日が55%を超えており、それぞれの廻りに合わせた日数が多いといえる。さらに瀬見温泉では最多が14日（33%）だが、10日（13%）、15日（15%）も多くみられる。なお、青森の酸ヶ湯温泉では「一廻り三日、三三が

九で本当は九日なんですけど、このあたりでは九って数をきらうんです。それで到着の日も入れて十日<sup>43)</sup>」と述べられている。実際に10日滞在は、山形県内でも肘折温泉（18%）、赤倉温泉（20%）などで、最も多い滞在日数になっている。なお、赤倉温泉は、農閑期であり、15日以上が32%を占めていた。歴史的な三廻り（21日）は、湯野浜（35%）、温海（33%）温泉などがみえ、3週間前後の長期滞が行われていたことがわかる（表3）。このように、長期滞在を基本としながら、各地域・湯治者が異なる「期間」をもち、それぞれが、「廻り」という湯治ターム（期間）なかで滞在生活を行っていたといえよう。

### 4) 入浴回数

各温泉地で最多は1日に5回であった。赤倉温泉は1日の入浴回数として5回が最も多く30%、6回（26%）がこれに続き過半数を占めたほか、7回以上も21%に及び最高入浴回数は14回であった。論文では、医学的な立場から「過浴」を指摘する論調が見られる。湯田川温泉のなかで、「1日4～6回浴が95名、79%を占めており、東北地方各温泉地の湯治にみられる様な極端な過浴はみられない。これは本温泉が低温なため入浴時間が長いためであろう<sup>44)</sup>」と指摘されており、加浴は高温泉の多い東北地方の特徴であった。

### 5) 飲泉

最も地域差がでた項目である。飲泉率は、今神（90%）、湯田川（45%）、湯野浜（40%）、羽根沢（40%）、肘折（25%）、瀬見（24%）と続く。飲泉率が低いのは、新山（0%）、蔵王（1%）、新庄（5%）である。湯野浜は胃腸病に効果がある指摘されており、今神温泉も「当温泉が胃腸疾患に有効と流布されていることから疾患別でも胃腸疾患者の来湯が多く、飲泉者が82名89.1%と飲泉が広く行われ、飲泉回数も1日数回におよぶものが相当数みられる。飲泉しないもの10名、10.9%に過ぎず、他の温泉に比して飲泉者が圧倒的に多い」と指摘されている。飲泉を病気療養



の目的としていた地域も存在したが、特定の地域を除き、飲泉が積極的な目的ではなかった。しかし、飲泉が療養方法の一つとして認知され、利用されていたことは温泉文化の多様性を示しているといえよう。

#### 4 湯治宿の変化

湯治宿の詳細を記しているのは、赤倉温泉、湯田川温泉、宮城県鳴子温泉の3論文であった(表4、5)。この表からわかるように、農業全盛期であり高度経済成長期でもあった50年代から60年代は、「湯治客」と「観光客」という2つの異なる消費者を受け入れる必要が生じていた。建物等を分けた理由として部屋の設備もあるが、自炊機能を持つ施設か否かという点もあろう。そのため、従来の湯治宿の基本である自炊部(長期滞在型)と保養・観光向けの旅館部(短期滞在型)を共存させていた。赤倉温泉は農業56%、農業関係も含む主婦13%であり、湯治経験も初回が30%以下(表3)ということから、農家を主体とした湯治場であると推測され、実際に湯治専門の「農民の家」(150名)も存在した。しかし、この時期にはスキー場が開設されており、新

たな客層の増加が起きていたことが考えられる。湯田川温泉も自炊を中心としている宿が中心であるが、自炊を専門にする宿4軒、旅館を専門にする宿2軒等、旅行者の属性にあわせて宿泊施設の構造も変化していたことがわかる。

以上から、この時期の湯治宿は①旅館・自炊併存型、②旅館部型、③自炊部型にわかれていた。この表からわかるように、自炊部の方が相部屋などの利用法もあり、収容人数が多い。しかし、時代を経て2回の調査を行っている鳴子温泉では、戦後の調査ではこの点が逆転しており、観光化が進んだ地域は次第に旅館部が増加していったと考えられる。

最後に、今回対象とした温泉地がどう変化したのかについて、湯治宿から考察する(表6)。バブル経済初期の1987年では、湯野浜温泉を除き宿泊施設数は増加している。しかし、2020年現在では、蔵王、肘折、温海温泉を除いたすべての温泉地で、宿泊施設が1950年代、60年代よりも減少している。蔵王はスキーリゾートが開発されたことなど、温泉とは別の観光資源を新たに得て発達したといえよう。

表4 赤倉・湯田川温泉における旅館部・自炊部

温泉地	項目	旅館部	自炊部	合計
赤倉 (1960)	収容人数	314	792	1,106
	軒数	8	9	自炊専(1),施設不明(3)の12軒
湯田川 (1956)	収容人数	321	455	775
	軒数	13	15	自炊専(4),旅館専(2),不明(3)の20軒

(注) 資料より筆者作成。

表5 鳴子温泉における旅館部・自炊部数の変遷

	1943年調査			1955年調査		
	旅館部	自炊部	合計	旅館部	自炊部	合計
収容人数	560	1,135	1,695	1,085	1,375	2,460
軒数	13	18	20	22	13	26

(注) 資料より筆者作成。

また、現在、旅館組合・観光協会HPなど、地域として湯治を案内しているのは、鳴子、湯田川、肘折、羽根沢、滑川温泉などの5地域にとどまっている。なかでも、ほとんどの旅館が湯治プランを持ち、観光協会HPだけでなく、現代版湯治場(店・宿)案内をHPやパンフレット等で積極的に宣伝し、温泉療養相談事業などを行っているのは肘折温泉に限られてくる。肘折温泉は「湯治場風情」がまちづくりのコンセプトになっており、湯治文化そのものが地域ブランドとなっているといえる<sup>45)</sup>。逆説的に言えば、他の温泉地から湯治という文化が失われてきた証左ともいえよう。

## 5 結論

### (1) 東北地方における湯治文化

#### — 1950年代～60年代—

第二次世界大戦後の湯治場に大きな影響を与えたのが、1970年代を中心に起きた農業構造の変化と観光の大衆化であった。いわば、1950年代～60年代は、伝統的農業期であり東北地方の湯治文化にとっては、「ベルエポック」(古き良き時代)であったといえよう。その時代には、①農業における四季の行事に合わせた湯治の名称があった、②長期滞在型の湯治と特別な短期湯治の両方が存在していた。これらから、③四季を通して、長期・短期湯治を行う機会があった。④山形県内に限定した場合においても、「廻り」の期間、湯治目的などは異なっており、温泉地の

表6 湯治場における旅館軒数の変遷

温泉地名	東北大調査時	全国温泉案内 (87年)	旅館組合・観光協会HP(2020年)	
	旅館軒数(調査年)		旅館軒数	HP湯治案内*
鳴子	20 (43) 27 (55)	35	20	○ (4軒)
東根	27 (58)	30	14	×
湯野浜	25 (62)	20	12	×
蔵王	23 (54)	50	70	×
湯田川	20 (56)	20	8	○ (6軒)
小野川	17 (56)	20	13	×
肘折	14 (56)	20	21	○ (19軒)
瀬見	13 (57)	15	6	×
銀山	12 (57)	15	12	×
赤倉	12 (60)	15	9	×
温海	4 (58)	20	8	×
羽根沢	3 (63)	5	3	○ (3軒)
新山	2 (62)	—	—	×
今神	1 (62)	1	1	△ (1軒)
滑川	1 (63)	1	1	○ (1軒)
新庄	記載なし	6	1(日帰り)	×
白布高湯	記載なし	8	5	×

(注) 『全国温泉案内』(日本交通公社)等各資料より筆者作成。

\* 旅館組合・観光協会HPに掲載された案内のみ調査し、個別宿のHPは対象外とした。

地域的特色を強く有していたことが指摘できる。

## (2) 入湯者の属性及び滞在実態

### 1) 入湯者の属性

①ほぼ半々だが全体としては女性が多かった。②総じて高齢者が多いが、夏期は青年・壮年層も農休みのレクリエーションとして湯治場を訪れていた。③業種は農家が多く、無職、子どもなども農家関係者と考えると、圧倒的に農家の湯治利用が多かった。④家族で訪れるため、子ども連れが多くみられ、これが世代を超えた湯治文化の継承につながっていた。

### 2) 滞在形態

①長期滞在が主流だが、短期滞在が多い温泉地も存在したほか、②各地域にそれぞれ異なる「廻り」(滞在期間)が存在しており、滞在日数には地域特性がみられた。入湯者は、③平均で5回程度入浴しており、入浴が滞在行动の中で大きな比重を占めていた。また④最も差がでたのは飲泉率であり、飲泉目的で来訪する温泉地ある一方、ほとんど飲泉しない地域もあった。しかし、相対的に現在に比べて多くの湯治場で飲泉が行われていた。

### 3) 来訪動機・目的

①病気治療、保養、静養、レクリエーションなど多様化する一方、蔵王温泉の「子供の湯」などのように特定の疾患に効くといわれた温泉には、治療を目的とした入湯者が多く訪れていた。しかし、病気療養が目的であっても、医師の指導を受ける事例は少なかった。②来湯動機には、自己・他者の経験談が重視されたほか、湯治見舞いなど、知人が温泉地に滞在していることが、温泉地訪問の理由となっており、湯治場の交流やそこで得た情報が、入湯者の湯治行動に大きな影響を与えていた。

## (3) 湯治宿の観光化と湯治を活かしたまちづくり

50年～60年代にかけて、宿泊施設は①旅館・自炊併存型、②旅館部型、③自炊部型に

わかれており、当初は③が優勢だったが、時代を経るなかで①、②の割合が高くなった。本論文で扱った湯治場の多くが観光化したのが、肘折温泉のように「湯治場」という特徴を地域で守り続けることにより、他地域との差別化や魅力づくりにつながった事例も存在した。

以上から、1950年、60年代における東北地方の湯治は、農業従事者が主体となり療養・静養するために習慣的に訪れる場であるとともに、四季の行事において家族ぐるみで余暇を過ごせる場であり、戦後の湯治場における「古き良き時代」と位置付けられよう。そして、同一県内であっても、滞在期間、目的、泉質による利用法など地域の特徴が存在していた一方で、その中心には湯を通じた家族、湯治仲間などとの交流が存在していた。湯治は単に療養・保養だけの役割を持つ場ではなく、生活文化に根差した癒しの場であり、また交流の場であったといえよう。

多くの温泉地で本来の「湯治」の意味と役割が失われ、生活文化の中で子ども達が湯治を体験する機会は失われている。一方で湯治文化を地域として継承していることが、地域のまちづくりにおいて特徴を持たせた事例も存在した。湯治文化を支えた社会構造は失われ、湯治を体験した人々が減少するなか、現代の社会構造のなかで、「病気療養や養生・保養すること、またそのために温泉地に滞在すること」を生かし、癒しと交流の場であった歴史的な役割を21世紀の湯治文化形成にいかにかすことができるのか。温泉地の発展のために、さらに現代における「湯治」の可能性について、研究を深化させていく必要がある。

## 謝辞

本研究に際して、宮城県大崎市川渡温泉の板垣幸寿氏、山形県大蔵村観光協会会長 木村裕吉氏に資料を提供していただきました。また、湯治についての意見交換会に協力して

いただいた肘折温泉関係者の皆様にこの場をかりて感謝いたします。

#### 注・参考文献

- 1) 環境省「新・湯治の推進」< <https://www.env.go.jp/nature/onsen/spa/index.html> > (2020.12.3)
- 2) 伊藤克己(2010):「江戸時代の温泉と「癩病」—適応・禁忌と泉質・湯性—」、日本温泉文化研究会編『湯治の文化誌』、岩田書院、7-74頁
- 3) 山村順次(1998):『新版 日本の温泉地』、社団法人日本温泉協会、17-96頁
- 4) 西川義方(1937):『温泉須知』診断と治療社、387頁
- 5) 鈴木則子(2010):「暮末沼津藩における湯治の諸相」、日本温泉文化研究会編『湯治の文化誌』、岩田書院、75-100頁
- 6) 新城常三(1971):『庶民と旅の歴史』NHKブックス、47-69頁
- 7) 高橋陽一(2016):『近世旅行史の研究』、清文堂出版、452頁
- 8) 武井裕之・渡辺貴介・安島博幸・天野光一(1989):「江戸・明治期の温泉地における長期滞在の構造に関する研究」、『都市計画論文集』、24号、385-390頁
- 9) 内田彩(2011):「温泉情報の流通からみる江戸後期の「湯治」の変容に関する研究」、『観光研究』23(1)、日本観光研究学会、11-20頁
- 10) 前掲3)、99-106頁
- 11) 阿岸祐幸編(2012):「東北地方」『温泉の百科事典』、446頁
- 12) 東北大学医学部温泉医学研究所が日本温泉気候学会雑誌などにて研究調査を報告
- 13) 前掲3)、小堀貴亮(2007):「湯治場の地域変容と新しい地域づくり」、『地理』52(6)、44-52頁ほか
- 14) 山田等(2002):「現代湯治考」『地域学』(1)、弘前大学、149-164頁
- 15) 永岡圭介(2019):「保養の創造としての現代の湯治:肘折温泉郷の事例」(11)、『現代民俗学研究』、75-85頁
- 16) 田林明(2007):「日本農業の構造変容と地域農業の担い手」、『経済地理学年報』53(1)、経済地理学会、3-25頁
- 17) 鈴木二郎「文化」『日本大百科全書』<https://japanknowledge-com.stri.toyo.ac.jp/lib/display/?lid=1001000204273> (2020.12.3)
- 18) 西川義方(1937):『温泉須知』診断と治療社出版部、386頁
- 19) 西川義方(1943):『温泉言志』人文書院、210頁
- 20) 前掲19)、210頁
- 21) 鳴子町史編纂委員会/編(1978):『鳴子町史』下巻、660頁
- 22) 素ローカルなるこ編集委員会(2013):「何する人ぞ、旅館のダンナさん」『素ローカルなるこ』(11)、鳴子郷温泉館協会、鳴子観光ホテル会長大沼昭雄氏(1927生)が回想
- 23) 渡辺喜恵子(1991):『湯治場風土記』秋田魁新報社、1-2頁
- 24) 前掲18)、386頁
- 25) 小堀貴亮・山村順次(2004):「宮城県東鳴子温泉における湯治場の地域変容と活性化」、『温泉地域研究』(3)、温泉地域学会、11-18頁
- 26) 前掲14)、158-159頁
- 27) 前掲25)、15頁
- 28) 前掲16)、7頁
- 29) 農民の家50年史編集委員会(1999):『農民の家の五十年史』、35頁
- 30) 前掲3)、99-106頁
- 31) 小堀貴亮・山村順次(2004):「宮城県東鳴子温泉における湯治場の地域変容と活性化」、『温泉地域研究』(3)、温泉地域学会、11-18頁
- 32) 日本秘湯を守る会(1977):『日本の秘湯』、日本秘湯を守る会。77年は38軒(15軒)
- 33) 野口冬人(1979)『湯治の宿』旅行読売出版社、12頁
- 34) 杉山尚ほか「東北地方温泉地に於ける湯治概況調査成績」として、1956年~65年にわたり一般社団法人日本温泉気候物理医学会『日本温泉気候学会雑誌』に掲載された。以下、杉山尚ほか(56年)「蔵王」20(2)、134-152頁。杉山ほか(57年)「瀬見」20(3)228-233頁。杉山ほか(57年)「湯田川」21(1)29-37頁。杉山ほか(58年)「肘折」21(4)273-285頁。杉山ほか(58年)「小野川」22(1)23-35頁。杉山ほか(59年)「銀山」23(3)349-356頁。杉山ほか(59年)「温海」23(4)501-511頁。杉山ほか(59年)「白布高湯温

- 泉(附,新白布高湯)」23(4) 512-521頁。  
 杉山ほか(62年)「赤倉」26(1) 64-71頁。  
 杉山ほか(62年)「東根」26(1) 72-81頁。  
 杉山ほか(62年)「湯野浜」26(3-4) 139-148頁。杉山ほか(64年)「新庄・新山」28(1-2) 1-10頁。花籠良一ほか(64年)「羽根沢」28(3-4) 106-114頁。岡崎太郎ほか(64年)「滑川」28(3-4) 115-122頁。花籠良一ほか「今神」30(3-4) 87-93頁。山形以外として杉山尚ほか(1956)「鳴子温泉」20(1) 55-75頁
- 35) 素ローカルなるこ編集委員会(2006):「湯治場に暮らす」『素ローカルなるこ』(2)、鳴子郷温泉館協会、4頁
- 36) 素ローカルなるこ編集委員会(2020):「湯治場に暮らす—其の九—」『素ローカルなるこ』(18)、鳴子郷温泉館協会、5頁
- 37) 杉山尚ほか(56年)「蔵王」20(2)、144頁
- 38) 素ローカルなるこ編集委員会(2006):「湯治場に暮らす2」『素ローカルなるこ』(4)、鳴子郷温泉館協会、7頁
- 39) 前掲34) 杉山ほか(62年):『日本温泉気候学会雑誌』26(1)、77頁
- 40) 前掲34) 来湯目的と動機のずれについて「当然医師の指導の下に湯治すべき療養者が医師と無関係に来湯していることは残念なことである」と述べている。杉山ほか(62年):『日本温泉気候学会雑誌』26(1)、69頁
- 41) 内田彩(2013):「滞在型観光」、橋本俊哉編『観光行動論』、原書房、139頁
- 42) 前掲10) 158-159頁
- 43) 野口冬人(1978)『療養の温泉』旅行読売出版社、20頁
- 44) 前掲34) 杉山尚ほか(57年):『日本温泉気候学会雑誌』21(1)、35頁
- 45) 「滞在をのばす温泉地の魅力づくりを考える—肘折温泉・意見交換会—」(2017年2月16日)及び大蔵村観光協会会長木村裕吉氏のインタビュー調査より

## 浅間温泉の歴史と湯口権 ～鷹の湯事件を起点として～

A Study on the History of Asama Hot Springs and “Yuguchi” Right (a Right to Source of Hot Spring) ～ Taking Taka-no-yu Case as a Starting Point ～

清水 恵介\*  
Keisuke SHIMIZU

キーワード：鷹の湯事件 (Taka-no-yu case) ・浅間温泉 (Asama hot springs) ・湯口権  
 (“yuguchi” right; right to source of hot spring) ・慣習法 (customary law)

### 1 序説—鷹の湯事件判決と川井論考

#### (1) 鷹の湯事件判決の意義

温泉法学を語る上で外せない事件の1つに、「鷹の湯」事件がある。当時、長野県東筑摩郡本郷村（現在は松本市）に属していた浅間温泉を舞台とするこの事件につき、現在の最高裁判所に相当する戦前の大審院は、1940（昭和15）年9月18日、「本件係争ノ温泉専用権即所謂湯口権ニ付テハ該温泉所在ノ長野県松本地方ニ在ツテハ右権利カ温泉湧出地（原泉地）ヨリ引湯使用スル一種ノ物権的権利ニ属シ通常原泉地ノ所有権ト独立シテ処分セラルル地方慣習法存スル」と述べ、「湯口権」について直接言及する注目すべき判決を下した<sup>1)</sup>。しかし、そこから80年以上が経過した現在も、この点に関する最高裁レベルでの判断は何ら示されておらず、この問題を考えるいまだに唯一の手掛かりとなっているのが鷹の湯事件である。

この判決後、学者等の評釈<sup>2)</sup>において若干考察が深められたものの、大審院が認定した松本地方における湯口権の地方慣習法が何に由来しているのか等、地域の実態にまで踏み込んだ研究は、次に紹介する川井論考がほぼ唯一のものとなっている。

#### (2) 川井論考の意義

一橋大学名誉教授であった民法学者の川井

健は、浅間温泉での現地聞き取り調査を1980（昭和55）年と1982（同57）年の2度行い、翌1983（同58）年に論考を公表している<sup>3)</sup>。事件から40年以上時代が下っていたものの、当時まだ鷹の湯旅館が経営していたこともあり、現在ではもはや調査できない同旅館の経営者像を含めた極めて重要な情報を提供しており、今もなお参照価値の高い貴重な研究業績となっている。

この論考が明らかにしたのは、主に次の2点である。

第1に、鷹の湯事件判決が東京控訴院（現在の東京高等裁判所に相当）への差戻しとした後、示談が成立して控訴取下げとなったため、この事件の中心争点であった「湯口権」の明認方法<sup>4)</sup>が何であったのかについて、裁判所の最終判断が明らかにされることのないまま事件が終結に至ったとの点である。

第2に、詳細な現地調査を踏まえ、本件で争いとなった鷹の湯源泉の湯口権については、同源泉が当時唯一の掘削泉で、かつ、旅館経営者の単独所有となっていたことから、「特に湯口権についてのみ独自の公示方法を講ずる必要はない」と結論づけている点である。すなわち、湯口権に関する上記の地方慣習法は、鷹の湯事件に一般化できないのではないかとの疑問を呈している。鷹の湯事件自

\*日本大学 (Nihon University)

体は、融資者間での湯口権争奪戦の様相を呈しており、旅館経営者は紛争当事者となっていたため、内部事情を十分踏まえないまま慣習法を認定したきらいがあり、こうした結論自体は、川井論考の成果として尊重に値するものと思われる。

### (3) 本稿の課題

しかし、川井論考のこうした結論は、浅間における鷹の湯源泉以外の一般の源泉に関する湯口権の慣習の存在を否定するものではなく、それが何であったのかを探求する試みを無益とするものではない。同論考は、鷹の湯源泉の出現経緯に焦点を当てたがために、かえって一般の湯口権慣習が何であったかについては、必ずしも明らかにするものとなっていない。同論考中、「源泉に対する権利と湯に対する権利とは区別される。湯に対する権利は、いわゆる引湯する権利であり、浅間では昔から、湯を売るという慣習があった。しかし、これと源泉に対する権利は別であり、通常、湯は売っても源泉に対する権利は売らないというのが慣習である」との記述がみられるもの<sup>5)</sup>、これは聞き取り調査による記述とみられ、根拠資料は示されていない。とりわけ、同論考の公表とほぼ同時期に刊行された『本郷村誌』<sup>6)</sup>や『本郷村誌資料集第二集ノ一浅間温泉篇上』『同第二集の二浅間温泉編下』(以下、単に『浅間温泉篇上』、『浅間温泉篇下』と略記する。)<sup>7)</sup>については、第一級の資料と思われるものの、参照の形跡はみられない。

そこで、本稿では、これらの文献等<sup>8)</sup>を踏まえつつ、むしろ鷹の湯事件とは距離を置いて、浅間温泉一般の湯口権慣習を明らかにすべく、湯口<sup>9)</sup>(源泉)支配をめぐる浅間の歴史を素描することとしたい。その際、1953(昭和28)年以降に始まる掘削泉の時代と、それ以前の(鷹の湯源泉を例外とする)自然湧出泉の時代とで大きく二分することとする。本郷村の事業としての掘削によって自然湧出が(東北源泉を除いて)停止し、これを

受けて源泉の位置や管理方法が大きく変わったため、権利関係にも大きな影響を及ぼすこととなったからである。また、こうした構成を採ることで、(過渡期とはいえ)自然湧出泉時代に属する鷹の湯事件を基にした時代背景の考察が掘削泉時代の現在に等しく当てはまるわけではないことへの注意喚起になると思われる。

## 2 自然湧出泉の時代

### (1) 前史(発見～1595年)―発見の伝承

浅間温泉は、かつて犬飼氏の領地であったことから犬飼の御湯と呼ばれていたが、発見の伝承は必ずしも定かでない<sup>10)</sup>。

浅間の主な自然湧出泉は、後に浅間御殿の源泉を構成する大湯の源泉群と、そこから300mほど南に位置する荒湯の源泉群とに大別できる。荒湯は浅間を東西に流れる横谷沢を中心に湧出する源泉群であり、戦国時代においてすでに、コヤ(小屋・小舎)の湯(後の「疝気の湯」)とワケの湯の2湯が入込湯の形<sup>11)</sup>で利用されていたとされるが、当時の源泉の具体的な数や位置までは不明である。

### (2) 第1期(江戸前期)(1595～1742年)

#### ―浅間御殿の構築と内湯持の形成

歴史上、浅間温泉の様子が明確に伝わるのは、1596年以降(慶長年間)頃、松本城主の石川氏<sup>12)</sup>が浅間に別殿(浅間御殿)を構築し、その際、浅間の全湯量の2/3に相当する多量の湯を源泉とともに公収して<sup>13)</sup>、これを城主と家臣の各専用の湯に供し、残りを住民用の入込湯とした頃からである。その後間もなく、1613(慶長18)年に石川氏は改易となって没落し<sup>14)</sup>、数家にわたる領主の交替があったものの、その時々々の領主に公認されて体制が維持された。1658年以降(万治年間)頃、水野家の2代目藩主忠職(ただもと)は、浅間御殿を修築拡大し、入込湯を増設したが、同時に多量の源泉も公収した<sup>15) 16)</sup>。

他方、慶長年間前の1595(文禄4)年、横谷沢の大洪水によって流路が変わり、その流

れで削り取られた川底に温泉（荒湯）が湧出した<sup>17)</sup>。いわば自然の掘削泉といえる。同様の洪水は、1664（寛文4）年と1698（元禄11）年にも発生し、その都度、荒湯方面で新たな源泉が発見された。

『浅間温泉篇上』記載の町屋図上、洪水直後の1665（寛文5）年時点で、大湯側に4つ、荒湯側に7つの源泉の存在を確認できる（図1参照）。これらの源泉付近に居住して自己の屋敷内に内湯を設けていた者は「内湯持」と呼ばれ、一種の特権階級<sup>18)</sup>を形成していくこととなる。1692（元禄5）年時点での内湯持は10名おり、大湯側で、小口湯庵、石川市郎兵衛、石川源治郎の3名、荒湯側で、滝沢久三郎、中野源四郎、中野源助、二木重次郎、赤羽忠兵衛、小柳久左衛門、石川半左衛門の7名がいた<sup>19)</sup>。内湯持となった各々の経緯は不明であるが、荒湯側については、この時期、3度の洪水を機に新たな源泉が湧出していることから、自己所有地内に源泉を有する者がそのまま内湯持となり、その後は、本家から分家への分湯によって内湯持となっ

た者もいた<sup>20)</sup>。これに対し、大湯側については、御殿湯の湯守である小口家をはじめ、当初の藩主であった石川家の一族で占められており、源泉と内湯持が1対1の対応関係とはなっていない。内湯持が有する権利は、前記川井論考にいう「源泉に対する権利」（慣習上売らないとされる権利）と解されるものの、その意味合いは大湯側と荒湯側とでやや異なるように思われる。

また、この時期すでに、庄屋であった石川茂左衛門が息子の源兵衛と忠助に一代限りで分湯した湯（南大湯）の権利につき、1714（正徳4）年3月より、質入れした源泉を質流れにできるか否かで論争が起り、敗訴した忠助が押込（おしこめ）<sup>21)</sup>になるとともに源泉が井深村の六兵衛に譲渡され、その後、飯沼藤七が買い取って新たな内湯持になるとの出来事があった<sup>22)</sup>。ここにいう「源泉」が大湯源泉であるとすれば、御殿湯と共通の源泉となるが、その権利が質流れとなることは考え難く、そうだとすれば、あくまで南大湯の内湯株が質入れされたと考えるのが自然と思わ

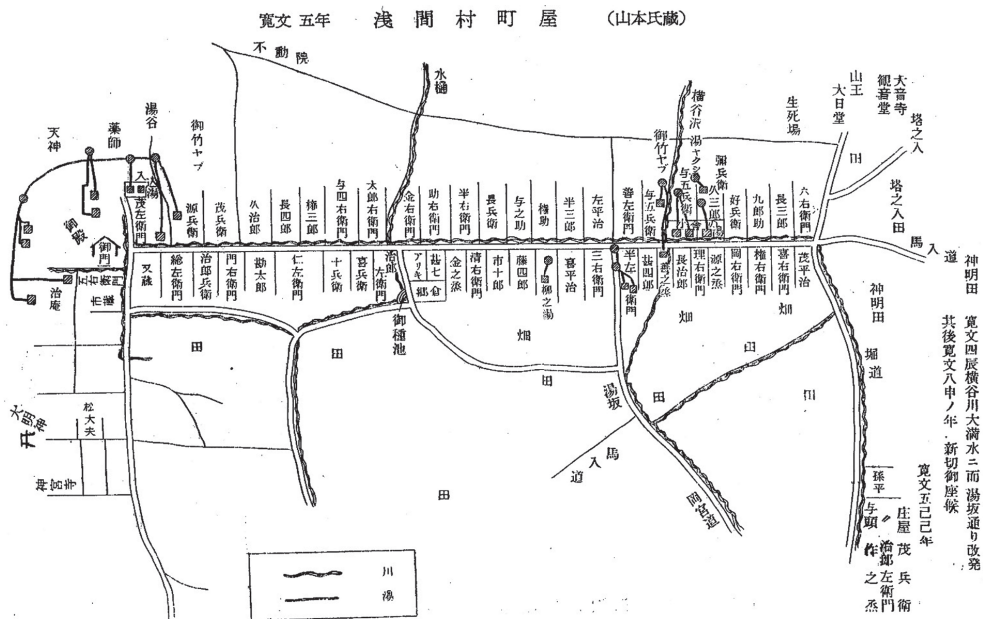


図1 寛文5年 浅間村町屋(山本氏蔵)

(注)『浅間温泉篇上』149頁より引用。



れる。ともあれ、この事件により、内湯持の地位が質流れによって交替され得ることが明らかとなった。

### (3) 第2期(江戸後期)(1742～1868年)

#### 一寛保2年の大洪水と下浅間の形成

第2期を第1期から分けたのは、1742(寛保2)年8月に発生した大洪水・山津波によって従来の浅間の屋敷(上浅間)が埋没し<sup>23)</sup>、そのために35軒の集団移住が起こって新たな浅間の屋敷(下浅間<sup>24)</sup>)が形成されたのを機に、源泉をめぐる権利関係がよりいっそう複雑になったとみられるからである。

従来の内湯持の湯は、旧屋敷(流れ屋敷と呼ばれる。)の源泉数か所の湯を1本の湯樋に合流させ、下浅間屋敷地の末端まで引湯し、移住先の各屋敷へ再分配したが(一種の集中管理方式とみられる。)、下浅間の屋敷は、くじ引きによって屋敷地を割り当てたものであり、分配先の屋敷の場所によっては湯無しの屋敷を通らなければ引湯できず、そのような屋敷(湯樋屋敷)へは、敷地代の分として、少量の使い湯を配湯することとなった。この使い湯の使用権が不文律として定まり、それが屋敷地の権利となって世襲化された<sup>25)</sup>。

また、下浅間では、狭小となっていた流れ屋敷地の約5倍の屋敷面積を確保することに成功し、その際の功績から、浅間村を含む岡田組13ヶ村の大庄屋であった金井源左衛門に対し、従来の内湯持一同から内湯を贈与し、ここに新たな内湯持が生まれることとなった<sup>26)</sup>。

加えて、下浅間ができた際、村の規定で流れ屋敷に家作を造ることが禁じられていたところ、1772(明和9)年頃、下浅間・さくらの湯の内湯株を質流れにし、降旗権右衛門に売り渡すことになった中野源七が、再び内湯持になろうとして、流れ屋敷に埋まっている新源泉(埋れ湯)の起返(おこしがえ)りを望むようになり、友蔵・忠蔵2人の同志とともに、1817(文化14)年3月、流れ屋敷に内湯を増設する願いの訴えを起こした(文化14年

の湯論)<sup>27)</sup>。この訴えは忠蔵の死亡により失敗に終わったが、この挙により、流れ屋敷の起返りを考える人が増え、1824(文政7)年には、再度、下浅間の残り湯を村のための融通湯とすることの許可とともに、流れ屋敷の起返りについての許可を求める新湯願いが起こった(文政の湯論)。他方で、1826(同9)年には、湯樋屋敷の使い湯を湯持仲間が故意に差し止めたことから、両者間で別件の訴えが起こされた。この論争の果てに、1827(同10)年、和解(済口証文)となり、融通湯3坪と疵湯1坪の許可のほか、流れ屋敷での起返りや家作も認められることとなった。

このことは、流れ屋敷のあった上浅間の源泉地帯の再開発により、新たな内湯持を増加させることとなり、1844(天保15)年までには、降旗庄右衛門、滝沢勇吉、滝沢久蔵、中野源七、中野小左衛門、滝沢忠蔵、二木伝之助という7名の内湯持(新湯持)を誕生させた。そして、これらの新湯持は、訴訟等を経て、1849(嘉永2)年には、宿駅からも、従前の湯持からも公認されるに至る<sup>28)</sup>。これにより、引湯による古湯持が下浅間に居住し、源泉近くの新湯持が上浅間に居住するという基本的構図が生まれた。そのため、内湯持が有する権利は、大湯側と荒湯側とで異なり得るだけでなく、上浅間と下浅間とでも異なり得るのではないかと考えられる。

なお、幕末に近い1861(文久元)年時点での内湯持は、上浅間で10名、下浅間で10名の計20名であった<sup>29) 30)</sup>。

### (4) 第3期〔明治・大正期〕(1868～1925年) —明治維新と外湯株の生成

次なる大変革は、明治維新(1868年)によりもたらされる。これにより関所が廃止されて移動が自由となる一方で、日本の主要産業であった養蚕業が浅間においても隆盛となり、宿泊客の増加による旅館需要が高まった。

他方で、浅間御殿の源泉は、御殿とともにいったん国有財産に編入された。その後、

1873(明治6)年、払下げの内意があるも、他町村の者が源泉を落札して従来の内湯業者が抑圧されるのを危機と感じた浅間の者の願い出により、源泉の払下げは取止めとなり、翌1874(明治7)年1月、源泉に関係のある内湯・外湯の惣代7名連名の入札により、源泉は官有のまま、湯口を借用料年150円で借り受ける形をとった<sup>31)</sup>。このことは、源泉を没収された古来の内湯持(枇杷の湯、北大湯、南大湯)にとっては内湯持であることの再確認となったが、同時に、従来湯無しであった者(滝沢久造、降旗力造)が内湯持となり、また、従来の入込湯(堀の湯、御座の湯、滝の湯)が上浅間における外湯願いの人々に貸与され、さらには、湯無し住民のため、上浅間大通りに引湯することで5ヶ所の使い湯の新設をもたらすこととなった。この事実は多くの湯無し住民の刺激となり、再三にわたって外湯願いの提訴が行われた結果、1875(明治8)年4月頃に許可が下り、上浅間に新設された5ヶ所の使い湯を外湯(真砂の湯、北疝気の湯、桐の湯、美郷の湯、富本の湯)として増設し、また、下浅間においても、分湯による外湯の増設(港の湯、金の湯)や入込湯を共同湯とすること(薬師〔八櫛〕の湯、黄金〔角〕の湯)で、湯無し住民の念願が叶えられることとなった。

このように湯無し一同が外湯を増設する便宜上集合したものは湯組と呼ばれ、かつ、外湯の許可は湯組を対象に行われたため、湯の権利も、この組内の人々が保持することとなった。ここにおいて、内湯株とは異なる外湯株の生成がもたらされた。湯組人員は湯の造作普請等のための金銭負担を伴うことから、特に大正より昭和の初年にかけて、負担に応じられず、湯の使用権を売却する者もあって経営が困難となる事態が続出したと伝えられている<sup>32)</sup>。

また、これらの動きと並行して、明治期には、上浅間にある荒湯の源泉地帯から新たな源泉が相次いで発見されている<sup>33)</sup>。

- ① 1873(明治6)年、二本立造所有地より源泉発見(松の湯源泉<sup>34)</sup>)。これにより、芳の湯ができる。
- ② 1874(明治7)年、山本勘四郎所有地より源泉発見。これにより、栄の湯ができる。
- ③ 同年12月12日、中野治笑所有地より源泉発見<sup>35)</sup>。これを下浅間の桐の湯(いづみ荘)・菊の湯・蝶の湯(湯本屋)へ分湯する。
- ④ 1878(明治11)年、小岩井与一の土地境より源泉発見(真砂の湯源泉)。
- ⑤ 1879(明治12)年、中野治笑所有地より源泉発見。これにより、雛(ひな)の湯ができる。
- ⑥ 1907(明治40)年、梅の湯ときづの湯(香蘭荘)との境界より少量の源泉発見。これにより、尾上の湯ができる。

これらの源泉は、江戸時代とは異なり、洪水を契機とするものではなく<sup>36)</sup>、発見の経緯は定かでないものの、これらはいずれも荒湯の源泉地帯に位置していることから、極浅い深度の掘削により湧出したものではないかと思われる(写真参照)<sup>37)</sup>。1876(明治9)年



写真 信州松本浅間温泉湯源泉之景  
(注) 窪田雅之監修・解説『信州松本絵葉書集成』286頁(書肆秋櫻舎、2009年)より引用。明治末期～大正初期の絵葉書。

には、地主たりとも濫りに掘ることを禁止する定めが出たとされるが<sup>38)</sup>、そこからは、少なくとも①～③の源泉が掘削によるものであったことが推察される。

#### (5) 第4期〔大正末期以降〕(1925～1953年)―掘削泉の出現と紛争

時期的に一部は第3期と重なるものの、それとは区別できる動向として、本格的な掘削泉の出現が挙げられる。その最初の動向として特筆すべきが、冒頭に述べた鷹の湯事件で湯口権の帰属が争われた、鷹の湯源泉の掘削であったと思われる。

本郷村長を2期務めた鈴木嘉一郎を継いで鷹の湯旅館の経営者となった嘉一郎の子・豊蔵は、松本電鉄(当時は筑摩電鉄)が浅間に開通した翌年の1925(大正14)年、自己所有の水田<sup>39)</sup>で掘削することとし、30mぐらい(100尺)の井戸を掘ったところ湧出したのが鷹の湯源泉であった<sup>40)</sup>。前記のとおり、第3期においてすでに若干の掘削はあったように思われるが、浅間における本格的な掘削(とは言っても、上総掘りの方法)はこれが最初だったようであり、従来の湯持からは大変な非難の声があがり、旧源泉が止まるのではないかとの危惧から補償問題も登場し、弁護士や県会議員からの圧力もあったが、旧源泉への影響については証拠がないとしてそのままになったとされる。また、この時以降、県の規則が改正され、掘削の規制が厳しくなった<sup>41)</sup>。

また、1926(大正15)年2月27日には、荒湯の源泉からさらに400mほど南の飯治洞(いいじぼら)地域で試掘をした結果、温泉の湧出をみたが(東山温泉<sup>42)</sup>第1号泉)、これによって浅間温泉の湧出が著しく減ったために訴訟となり、東山温泉側で掘削を中止するという事件が起きた<sup>43)</sup>。東山温泉の経営者は、1950(昭和25)年にも、最近噴泉が少量かつ微温になったとして、高温の源泉を得るべく再び掘削(東山温泉第2号泉<sup>44)</sup>)を県に申請し許可を得たため、浅間温泉と東山温

泉との間で訴訟となったものの、掘削は浅間温泉に影響がないとの理由で浅間温泉側が敗訴した<sup>45)</sup>。

このように、掘削泉時代への過渡期といえる第4期では、大正末期より、近隣の東山温泉を含めて掘削泉が相次いで掘削され、その結果、既存の自然湧出泉に影響を及ぼすこととなったが、その立証に失敗したため<sup>46)</sup>、掘削を完全に止めることができないまま新たな湯口権者(内湯持)の出現を容認することとなった。

他方で、第3期に形成された外湯に関する8つの湯組<sup>47)</sup>は、湯の永続をはかるための組織として、1929(昭和4)年、湯坂源泉組合を結成して定款を作成し、組合財産に対する共有権を湯株と命名するとともに、湯株は、相続により継承するほかは、組合員の現住家屋とともにする場合に限り、所属湯組と代議員会の同意を得て売買譲渡できるとどまるものとされた。なお、多くの湯組が分湯を受けていた御殿湯の源泉は、1949(昭和24)年に払下げが決定され、細部の交渉を経て、1952(昭和27)年2月26日、関係湯組(上記8湯組中、北疝気の湯と真砂の湯を除くもの)が分担して登録料を払い込むことで、源泉を共有するに至った<sup>48)</sup>。

### 3 掘削泉の時代(1953年～現在)

#### (1) 本郷村の源泉掘削と事業組合との訴訟

東山温泉との訴訟の敗訴を受けて、小柳旅館の経営者であり本郷村の村長であった三浦忠夫は、村の事業として温泉を掘削することを計画した。他方、これに対抗する組織として、浅間温泉利用者組合という任意団体が急遽組織され、1953(昭和28)年には、これを法人化して、浅間温泉事業協同組合が発足した。同組合が村と交渉し、掘削による湯量の減少を補償すること等を含む契約を締結した。その上で、同年9月30日、県より6本の掘削許可を得て、同年10月7日の第1号泉から順次、掘削を開始したが、第4号泉掘

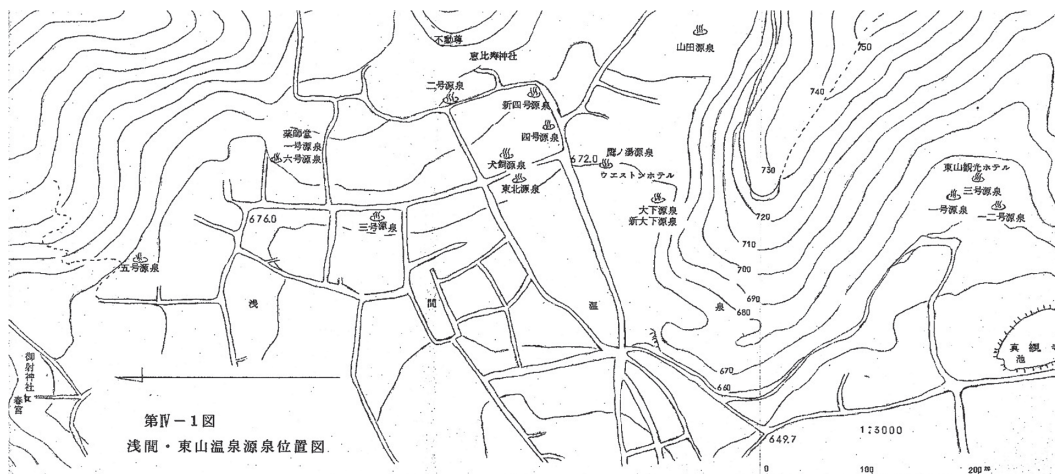


図2 浅間・東山温泉源泉位置図

(注) 小林国夫『松本東山麓温泉群の地質と湧出量に関する調査報告』17頁(松筑温泉協会、1968年)より引用。

削中の1954(昭和29)年6月頃、第1号泉その他既存源泉への影響が大きくなったために工事が中止され、各既存源泉に応急配湯を行うこととなった。この事態は、1955(昭和30)年7月28日、同組合から村に対する訴訟を招いた<sup>49)</sup>。その結果、村が掘削した源泉は全部組合へ引き渡すこと、及び、村が動力揚湯の電力料金を負担することを内容とする調停が成立した。当時、自然湧出泉が32あったが、それらがほとんど止まり、東北源泉を除き、動力を用いないと源泉を使用できなくなった<sup>50)</sup>。

結局、浅間に現存する源泉は、東北源泉、鷹の湯源泉、この時に掘削された源泉のうち第1号・第2号・第4号源泉と、これらに1961(昭和36)年掘削の山田源泉・大下源泉<sup>51)</sup>を加えた7源泉のみとなった(現存しない源泉を含め、1968(昭和43)年当時の源泉の位置につき、図2参照)。

#### (2) 集中管理方式の開始

これ以降、他の多くの温泉地でみられるように、浅間温泉事業協同組合が所有する5つの源泉(第1号・第2号・第4号源泉、山田源泉、大下源泉)に下浅間共栄会が所有する東北源泉を加えた6つの源泉による集中管理方式での分湯が開始されることとなった。分

湯の系統は、大きく、第1号源泉の系統と、その他5つの源泉の系統とに分かれる(次頁図3参照<sup>52)</sup>)<sup>53)</sup>。これらの系統には、いずれについても、従来の内湯持が経営していた宿と、明治期以降増設され、湯組を形成していた外湯とが、上浅間・下浅間の別もなく、同列の配湯先に含まれている。

浅間では現在もなお、「湯権」、「湯株」という言葉が聞かれ、湯口権の慣習はなお残存しているようである。しかし、このような配湯方式の下では、従来の内湯株や外湯株は、あくまで源泉を所有する組合と共栄会を介した間接的な権利として把握されることとなり<sup>54)</sup>、自然湧出泉時代と比べ、権利の意味合いがやや異なってきているように思われる。また、そもそも、旧来の自然湧出泉が掘削泉に軒並み入れ替わったことで、これまでの権利関係がいかなる形で変動したのかも考察に値する。仮に調停で決着しなかったとすると、おそらくは泉脈を共通するであろう源泉の移動により、湯口権やその貸借関係も移動することになるのか、それとも権利の断絶を生ずるのかが問われよう。

## 4 結語

以上は、浅間の長大な歴史の中から湯口権

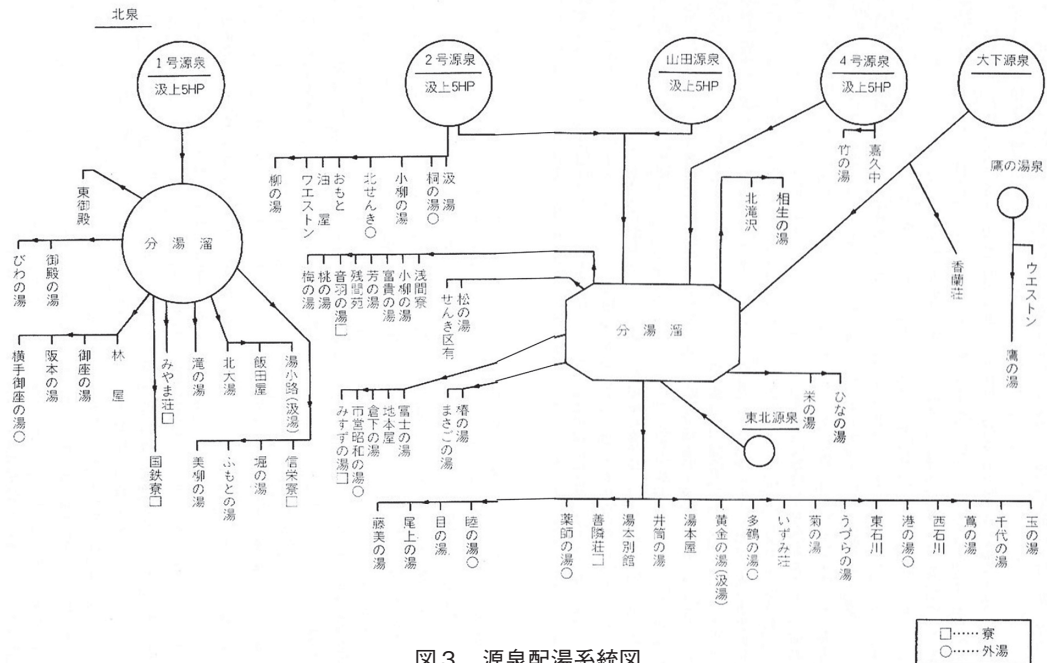


図3 源泉配湯系統図

(注) 川井健「温泉権の取引と明認方法」『不動産物権変動の公示と公信』160・161頁(日本評論社, 1990年)より引用。1980(昭和55)年当時。

の理解に資するものを拾い上げて整理したものにはすぎない。しかし、これに照らせば、ひとえに湯口権といっても、御殿湯を中心とする大湯源泉と洪水を機に湧出する荒湯源泉とで、あるいは、引湯による一種の集中管理方式をとった下浅間と流れ屋敷の起返りによって新湯持となった上浅間とで、あるいは、従来の内湯持と官有源泉の借受けという形をとりつつ明治期に生成された外湯の湯組とで、あるいは、古来の自然湧出泉と掘削泉とで、区別しなくてよいのかとの疑問が生じよう。この点において、川井論考は、他で知り得ない貴重な情報を含みつつも、湯持・湯株の捉え方がやや一面的であって、上記一連の区別が反映されておらず、浅間における湯口権の意義を考察するにはなお不十分であったように感じられる。

また、同論考にいう、「源泉に対する権利は売らない」との慣習についても、特権的な内湯持の地位は早々手離すことがないとの意味においては「売らない」ことに違いないが、

分家への分湯や質流れを機とする譲渡の例があったことに照らせば、法的に“売れない”との意味とは異なるのではないかとの疑問も生じる。

本稿では、鷹の湯事件が提起した湯口権の明認方法まで十分考察できなかったものの、本研究を経てあらためて考えるならば、鷹の湯事件判決で大審院が例示していた湯口権の明認方法のうち、「温泉所在ノ土地自体ニ対スル登記」というものが、他の評釈のほとんどが当然に源泉地の登記を指すものと理解しているのとは異なり、湯の供給先である湯坪(浴槽)の所在地の登記と解する余地があるのではないか<sup>55)</sup>との感触を得たことを披歴し、ひとまずの考察を閉じたい。

注・参考文献

- 1) 大判1940(昭和15)年9月18日民集19巻19号1611頁、法律新聞4622号8頁。
- 2) 武田軍治「独立源泉権の公示方法」『地下水利用権論』166頁(岩波書店、1942年)、末

- 川博「判批」『判例民法の理論的研究』86頁(弘文堂書房、1942年)、美濃部達吉「判批」国家学会雑誌55巻4号531頁(1941年)、我妻栄「判批」『民法判例評釈I』197頁(コンメンタール刊行会、1965年)、田中整爾「判批」『続判例百選〔第2版〕』76頁(1965年)、水本浩「判批」柚木馨=谷口知平=加藤一郎=石田喜久夫編『判例演習(物権法)〔増補版〕』1頁(有斐閣、1973年)、石神兼文「判批」『民法判例百選I〔第2版〕』110頁(1982年)、小林三衛「判批」『民法判例百選I〔第3版〕』104頁(1989年)、石田喜久夫「判批」石田喜久夫=湯浅道男編『判例演習民法2』1頁(成文堂、1993年)、多田利隆「判批」『民法判例百選I〔第4版〕』100頁(1996年)、松尾弘「判批」『民法判例百選I〔第8版〕』100頁(2018年)、小澤英明『温泉法』120頁(白揚社、2013年)。
- 3) 川井健「温泉権の取引と明認方法—鷹の湯事件を中心として」遠藤浩ほか監修『現代契約法大系第3巻』(有斐閣、1983年)〔『不動産物権変動の公示と公信』(日本評論社、1990年)所収〕。
  - 4) 明認方法は、民法に規定がなく、その意味は自明でないが、ある権利の変動を第三者が外部から明認するに足る公示方法を、法定の公示方法以外の対抗要件として、立木や未分離果実、温泉権等につき判例が認めたものといった意味で捉えられる広い概念である(拙稿「温泉利用権の明認方法をめぐる序論的考察」村田彰先生還暦記念『現代法と法システム』566頁(酒井書店、2014年)参照)。
  - 5) 川井健・前掲注3) 不動産物権変動の公示と公信155頁。
  - 6) 本郷村誌編纂会編『本郷村誌』(本郷村誌編纂会、1983年)。特に、同書1271頁以下。
  - 7) 本郷村誌編纂会編『本郷村誌資料集第二集ノ一浅間温泉篇上』(本郷村、1955年)、同編『同第二集ノ二浅間温泉篇下』(本郷村、1956年)。特に、「浅間温泉の歴史は、湯論の歴史である」の書き出しで始まる『浅間温泉篇上』(全153頁)は、自然湧出泉時代の浅間温泉を知る上で必須の文献である。
  - 8) 本来であれば、『本郷村誌』や『浅間温泉篇上・下』の編纂にあたって依拠した資料等、松本市文書館等所蔵の各種第一次資料を分析することで、より正確な史実や新規の史実を明らかにすべきところであるが、本稿では、かかる分析の足掛かりを整理するにとどめ、詳細な分析については他日を期したい。なお、第一次資料を用い、主に江戸時代の浅間温泉をめぐる社会構造を明らかにした先行研究として、山本英二「日本近世温泉史研究の現状と課題」『民衆史研究』67号33頁以下(2004年)、同「自然環境と産業」井上勲編『日本史の環境』110頁以下(吉川弘文館、2004年)がある。
  - 9) 川井健・前掲注3) 不動産物権変動の公示と公信150頁によれば、湯口1口が上浅間では1分間1斗、下浅間では1斗5升の湯量を意味する。湯の出る源泉地に石を入れて桶をふせ、これに穴をあけ、穴の大きさで湯量を決めており、その口から出る湯の分量を何口と称してきたとされる。
  - 10) 発見年を939(天慶2)年とするものや947(天暦元)年とするもの、発見者を犬飼半右衛門とするものや犬飼半左衛門とするものがある。また、日本書紀には、685(天武天皇14)年、「東間温湯」との記述もみられるが、現在の美ヶ原温泉(かつての山家(やまべ)の湯)との間でいずれを指すのかは定かでない。
  - 11) 万人に昼夜無料で開放され、鍵をかけることも禁じられた、一種の外湯を意味する。
  - 12) 松本藩主2代目、康長の時代である。
  - 13) 北條浩『温泉の法社会学』147頁(御茶の水書房、2000年)は、「源泉地に湧出する温泉を領主の所有として自ら利用し、使用する、という例をみない」と述べ、「御殿湯…のような場所がただちに領主所有の温泉を示すものではなく、「権力によるもの」と説くが、他方、『浅間温泉篇上』1頁では、石川氏が「別殿を造り、温泉を取上げた事によって、源泉の所有は領主のものとな」ったと説いているため、これが北條氏の説くものの例外を示すのか、それとも、これもまた権力による温泉の利用例を示すにすぎないのかが問われよう。
  - 14) 御殿湯の湯守の初代は、石川家初代藩主・石川数正の三男康次の子晶光であり、石川氏の改易後、小口楽斉と改名し、以後、小口家が代々湯守を務めてきている(現在は17代目)。

- 15) 『浅間温泉篇上』2頁。この時にできた入込湯(大湯入込)が、堀の湯、御座の湯、滝の湯であり、今日の外湯に関する湯組に連なっている。
- 16) 水野忠職は、この頃、浅間御殿とともに、領内の山家(山辺)温泉(現在の美ヶ原温泉)にあった山家茶屋も改修した(東筑摩郡・松本市・塩尻市郷土資料編纂会編『東筑摩郡・松本市・塩尻市誌第2巻2(下)』1146頁以下(東筑摩郡・松本市・塩尻市郷土資料編纂会、1968年))。美ヶ原温泉は浅間温泉から見て南南東に約2km離れた場所にあるが、同じ松本地方にあってここにも当時は城主用の御殿湯があり、しかも、水野家3代目・忠直の治世以後は、浅間の湯守・小口家の分家である石川家が湯守を務めたとされ、現在は掘削泉による集中管理方式がとられている点も含めて、浅間温泉との間に強い関連性・類似性がある。鷹の湯事件判決にいう長野県松本地方の湯口権慣習を論ずる上では、浅間と併せて研究すべき温泉地といえよう。この山家温泉(美ヶ原温泉)に関する歴史研究として、金井圓『近世大名領の研究—信州松本藩を中心として』271頁以下(名著出版、1981年)がある。
- 17) 荒湯側では、1652(承応元)年、二木与五兵衛が湯坂北側において畑中より発見した源泉(柳の湯)を、1658(万治元)年8月、藩命で差し出させて家臣の湯とした(『浅間温泉篇上』3頁、『浅間温泉篇下』80頁)。
- 18) 内湯持は湯株を有し、このことは同時に、村役人となる資格の取得(村役人株)をも意味していた(『浅間温泉篇上』3頁)。
- 19) 『浅間温泉篇上』137頁。
- 20) 1692(元禄5)年時点で10名いた内湯持は、第2期(1742(寛保2)年8月)までに13名となっている(『浅間温泉篇上』138頁)。この3名増は、二木家が1名から3名となっていることと、後述する質流れにより、飯沼家が新たな内湯持となったことによるが、前者に関し、二木与十郎が分家として分湯を受けたことによって内湯持となった旨が記されている(同書3頁)。
- 21) 押込とは、一定期間自宅に閉じ込めて外出を禁じる江戸時代の刑罰をいう。
- 22) 『浅間温泉篇上』4・145頁、『浅間温泉篇下』80頁。
- 23) 前夜より鳴動・山鳴りが頻りにあったため、村人が家財をまとめて避難していたことから人畜の被害は無かったとのことである(『浅間温泉篇上』14頁)。
- 24) 初期には新浅間と呼ばれ、その後、1751～1764年(宝暦年間)頃までに湯久間村、1781～1789年(天明年間)頃までに下浅間の名称が起こったとされる(『浅間温泉篇上』28頁)。
- 25) 『浅間温泉篇上』59頁。このような湯樋屋敷人は、後に、全浅間の内湯持に対抗する勢力に結集したとされる。
- 26) 『浅間温泉篇上』4・29頁。この内湯は当初、親方の湯と呼ばれ、その後、井筒の湯となった(同書142頁)。
- 27) 『浅間温泉篇上』37・61・141頁、『浅間温泉篇下』81頁。
- 28) 文化14年の湯論以降の経緯につき、山本英二・前掲注8)自然環境と産業128頁以下参照。
- 29) 『浅間温泉篇上』139頁。ここには御殿の湯守である小口氏が記されていないものの、同書140頁の1869(明治2)年の内湯持には記されており、同氏を上浅間の内湯持に加えれば、本文の人数となる。
- 30) また、文政の湯論の結果として新設された融通湯3坪のうち1坪が浅間村の財政赤字を解消する手段として、1869(明治2)年10月までに売却され、その買い手である山本勘吾が新たな内湯持(鶴の湯)となった(『浅間温泉篇上』68・140・143頁)。
- 31) 『浅間温泉篇上』118頁。
- 32) 『浅間温泉篇上』125頁。
- 33) 『浅間温泉篇上』142頁以下、『浅間温泉篇下』85頁以下。
- 34) 『浅間温泉篇下』85頁に、1873(明治6)年、「芳の湯出来る源泉は二木立造持地の源泉による(松の湯源泉)」とあり、『浅間温泉篇上』143頁にある芳の湯(現在のFAN!MATSUMOTO)の創立経過には、「明治6年二木立造持地より源泉発見される」とあるため、これに従えば1873(明治6)年の発見となるが、他方で、同書103頁には、「横谷沢南の源泉(後に松の湯源泉と呼ばれる)」が1664(寛文4)年の洪水による湧出であるとあり、また、同書59・75・144頁等によれば、松の湯の創業は古く、1829～1836年(文政・天保年間)

頃、二木重次郎が下浅間より二男伝之助を引き連れて別家を建て、1742(寛保2)年の大洪水による埋れ湯を掘り起こして始めたものとされているため、そのいずれが正しいかは定かでないものの、それとは別個の埋れ湯を明治期に再発見した可能性もあろうか。なお、この松の湯源泉をめぐる紛争として、東京控訴院1935(昭和10)年7月17日判決(法律新聞3873号5頁)が知られており、鷹の湯事件と区別して、「松の湯事件」と呼ばれている。松の湯源泉は、後掲注40)のとおり、鷹の湯の前身である柏の湯にも分湯していただけでなく、富貴の湯(滝沢家)や紅葉館(中野家)、常盤の湯(二木家)にも分湯しており(『浅間温泉篇上』143・145頁)、源泉地の登記簿上は現在も滝沢家や中野家を含めた7名の共有となっている(著者の調査)。

- 35) 現存する唯一の自然湧出泉である東北源泉と思われる。東北源泉は、現在、下浅間共栄会の所有となっているようである(井田仁康=上野健一「浅間温泉の形成過程と集落構造」地域調査報告7号94頁(1985年))。なお、「雛ノ湯」に言及するため、この源泉に関すると思われる裁判例として、大審院1888(明治21)年12月24日判決(明治21年第176号温泉多用差止済口実行請求事件、日本大学図書館法学部分館所蔵『大審院民事判決原本』94-2巻107丁)がある。これによれば、1874(明治7)年頃において、温泉が源泉地の所有と関わりなく、その湯量が口数をもって売買されていたことになる(北條浩・前掲注13)温泉の法社会学157頁は、1888(明治21)年9月20日判決として紹介するが、受理日(9月20日)と判決言渡日(12月24日)とを取り違えたようである。)
- 36) この時期中では、1896(明治29)年7月21日に横谷沢・山田沢の大洪水があったが、源泉発見との因果関係は認め難い。
- 37) 現在は停止中の源泉である松の湯源泉の前に設置された看板には、「古くからの源泉で40cmほど掘れば52℃の高温の湯が湧き出した」とある。
- 38) 『浅間温泉篇下』85頁。
- 39) この土地は、現在、1964(昭和39)年に創業し、2006(平成18)年から休業しているウエストーンホテル(第一観光株式会社)の敷地内にある。現地に立つ杭には、「大正6年3月掘削許可 深度26m 温度42℃ 湯量毎分32ℓ」(一部不鮮明)とある(これに対し、川井健・前掲注3)不動産物権変動の公示と公信162頁には、「大正14年4月4日掘さく許可」とある。)
- 40) 川井健・前掲注3)不動産物権変動の公示と公信163頁以下。もっとも、同書には嘉一郎が鷹の湯の創業者とあるが、鷹の湯は、はじめ柏の湯と称しており、1876(明治9)年8月、松の湯より分湯を受けて幸田常造が内湯に始めたものを鈴木嘉一郎が借湯したものである。ところが、従前の湯が村持となったため、豊蔵の代になってから、自己所有地に源泉を求めて掘削したのが鷹の湯源泉となる(『浅間温泉篇上』143頁参照。ただし、嘉一郎が源泉を求めたと記している点は川井健・前掲書の方が正しく、嘉一郎を豊蔵に訂正すべきものと思われる)。
- 41) 川井健・前掲注3)不動産物権変動の公示と公信164頁。
- 42) 当初は、飯治洞温泉と呼ばれていた(大日本雄弁会講談社編『日本温泉案内・西部篇』132頁(大日本雄弁会講談社、1930年)参照)。同書に「赤いペンキ塗の洋館風の建物」とあるこの温泉は、東山観光ホテルのことである。現在、建物は完全に撤去されて松本市野球場を見下ろす草原となり、金網に覆われた源泉から少量の湯が垂れ流しとなっている状況であった(2020年12月筆者確認)。また、現場に設置された看板によれば、ここも一時期、浅間温泉事業協同組合が管理していたようである。
- 43) 『浅間温泉篇下』50・87頁、本郷村誌編纂会編『本郷村誌』1285頁(本郷村誌編纂会、1983年)。匿名「浅間・東山温泉紛争の真相」温泉19巻5号38頁(1951年)によれば、掘削は中止したものの、1926(大正15)年、当時の県知事であった梅谷光貞の裁定でこの第1号泉を長野県に寄附し、その代わりに使用権を得て、旅館自体はこの頃から営業を開始していた。
- 44) 小林国夫『松本東山山麓温泉群の地質と湧出量に関する調査報告』22頁(松筑温泉協会、1968年)に照らせば、訴訟決着後の1951(昭和26)年に掘削した第2号泉となるが、そ



の後使用されなくなったようである。また、同書によれば、1960（昭和35）年9月6日に第3号泉が掘削されている（第1号泉を含めた位置につき、同書17頁参照）。さらに、1968（昭和43）年5月には「ときわの湯」が掘削されているものの、その位置や行方は定かでない。

- 45) 前掲注43) 浅間・東山温泉紛争の真相38頁、川井健・前掲注3) 不動産物権変動の公示と公信158頁。『浅間温泉篇下』49頁以下の八木貞助（長野県嘱託信州大学講師）「東山温泉掘さくに関する鑑定書」は、東山温泉の掘削による浅間温泉への影響無しと結論付けたもの、同書50頁以下の小林儀一郎（中央温泉研究所地質部長）「長野県浅間温泉の地学調査要項」は、逆に影響有りとして結論付けたものであり、いずれも長野県温泉審議会に提出されたものであるが、浅間側敗訴の決着は前者の結論を重視したことになる。
- 46) 紛争の結末はもはや覆せないものの、東山温泉の掘削のみならず、鷹の湯源泉の掘削、さらに遡れば第3期における一連の源泉発見（という名の小掘削）が全体として、古来の自然湧出泉の湯量を減少せしめたのではないかと推察される。
- 47) もと入込湯であった御座の湯、滝の湯、堀の湯と、使い湯から外湯となった富本の湯、美郷の湯、北疝気の湯、桐の湯、真砂の湯の各湯組である。また、これとは別に、下浅間の湯組に相当するものとして、八櫛（薬師）の湯、黄金の湯、田鶴の湯、港の湯の各湯仲間がある。
- 48) 『浅間温泉篇上』126頁、『本郷村誌』1286頁以下。
- 49) 『本郷村誌』1292頁以下。
- 50) 川井健・前掲注3) 不動産物権変動の公示と公信162頁。
- 51) 小林国夫・前掲注44) 松本東山山麓温泉群の地質と湧出量に関する調査報告21頁。
- 52) なお、筆者が参照し得た2017（平成29）年当時の源泉配湯系統図では第2号源泉から第1号源泉へ向かう引湯経路が追加されており、全体が6本の源泉によって分湯されているのが現状のようである。
- 53) これらの系統に属さない唯一の例外が鈴木家の個人所有にかかる鷹の湯源泉となる。当初は、鷹の湯旅館、その後はウエスタン

ホテルにも配湯していたが、1998（平成10）年に鷹の湯旅館が廃業し、2006（平成18）年にはウエスタンホテルも休業に至ったことから、現在の鷹の湯源泉は、1999（平成11）年、浅間の老舗旅館「富貴の湯」が経営する「貴祥庵」として開業し、2011（平成23）年からは星野リゾートの再建によりオープンした、「界・松本」が唯一の配湯先とみられる。

- 54) 外湯株については、1つの外湯が湯組人員によってさらに細分化されており、源泉との関係ではさらに希釈化された権利となろう。
- 55) 判決は、「温泉所在ノ土地」とは別に、「温泉湧出地（原泉地）」という言葉も用いており、両者を別異に解釈することは文理上も可能である。また、北條浩『明治初年地租改正の研究』338頁以下（御茶の水書房、1992年）は、明治初年の地租改正では、温泉の場合、井戸とは違って、源泉地と湯坪との2つに分けて所有権を認定しており、このことが後に温泉を特殊な所有として位置付ける元になったとする。こうした見方はかかる解釈を支持する論拠となり得る。

# 豊後高田市における温泉地の日帰り利用と宿泊利用の効果比較 ～「新・湯治」の効果測定調査プロジェクトの結果から～

## Comparison of the Effect between the Day Trip Use and Accommodation Use of Hot Springs Area in Bungotakada—Based on the Results of the Survey Project to Measure the Effects of an “ONSEN Stay (Shin-toji)” —

齊藤 雅樹\* 森 康則\*\* 早坂 信哉\*\*\*  
Masaki SAITO Yasunori MORI Shinya HAYASAKA

キーワード：新・湯治 (Shin-toji) ・温泉 (hot spring) ・日帰り利用 (day trip use) ・  
豊後高田 (Bungotakada)

### 1 はじめに

環境省が提唱する温泉地活性化の推進プランである「新・湯治」<sup>1)</sup>は、従来の「湯治」の概念が温泉入湯効果すなわち「湯」そのものを核として論じられるのに対し、温泉に付随する、あるいは温泉の周辺にある「自然」「歴史・文化」「食」や「人とのふれ合い」なども含めて健康維持・改善の場や機会として論じていることが特徴である(図1)。

従来の湯治について阿岸<sup>2)</sup>は「一めぐりを7日、あるいは10日として1～3めぐりほど行うのが一般的であった」と述べ、体の機能を温泉療法で正常化するには3～4週間の期間が必要であると指摘している。そのような長期間の休暇を取得しにくい今のライフスタイルに合わせた短期間の温泉療養が模索されており、新・湯治が提案された背景として温泉地での滞在時間の減少や、温泉宿泊施設の減少および日帰り温泉施設の増加が指摘されている。なお、期間の長短について新・湯治の提言の中では「滞在期間を問わないが、より長期の滞在を行うことが効果的」と記載されている<sup>1)</sup>。

日帰り温泉施設にも健康増進を目的とする利用者は多く訪れる。例えば、岡田<sup>3)</sup>は長野

県の日帰り温泉施設での調査において、温泉を利用する人ほど健康への意識が高い傾向が現われていることと、精神的健康スコアは温泉の高頻度利用者で有意に高いことを指摘している。

これらを踏まえ、本研究では新・湯治の効果に関し、筆者らが直接調査を実施した豊後高田市くにさき六郷温泉での具体的事例において、温泉地の宿泊利用と日帰り利用との効果の比較の観点から考察する。

豊後高田市は開湯600年以上の歴史を有する真玉温泉をはじめ市内6箇所の温泉施設を「くにさき六郷温泉」として振興しており、域内の「自然」「歴史・文化」「食」など多様な観光資源と合わせ、新・湯治を体験するには格好の温泉地である。真玉温泉以外は近年に掘削された新興温泉である。近隣には別府や由布院などの有名温泉地が立地することもあり、豊後高田市は観光的な温泉地とはあまり認識されておらず、地元の利用者が日常的に日帰り入浴する場面も多い。このため、日帰り利用と宿泊利用の両方のデータを取得しやすく、比較を行う上で好都合である。また、調査の際に筆者らが自ら現地へ赴き、アンケート取得の状況を概ね把握していて考察を行

\*東海大学 (Tokai University) \*\*三重県保健環境研究所 (Mie Prefecture Health and Environment Research Institute) \*\*\*東京都市大学 (Tokyo City University)

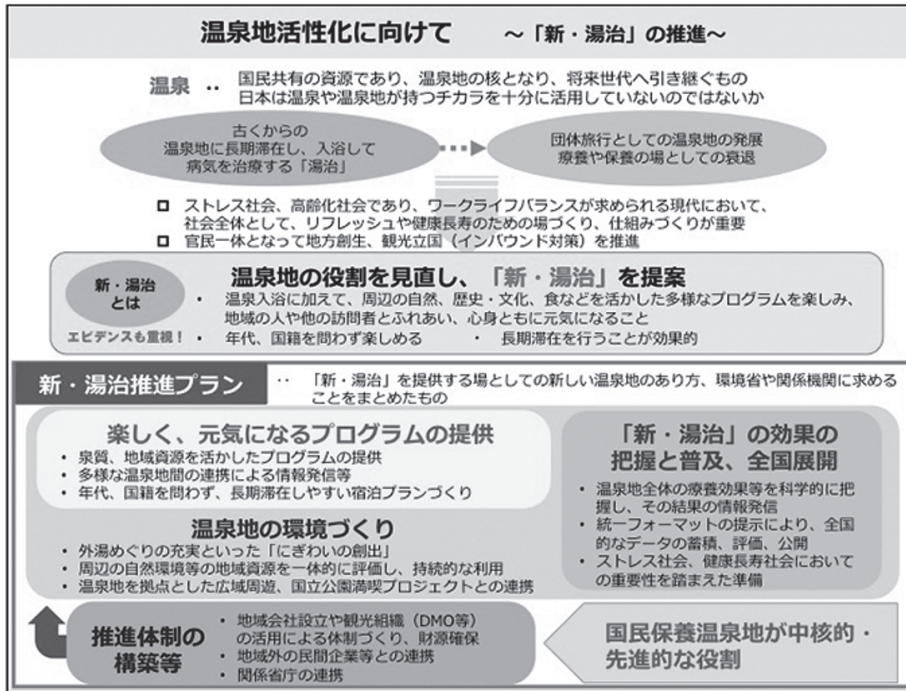


図1 新・湯治の概念図（出典：環境省ウェブサイト）<sup>1)</sup>

い易いことなどから豊後高田市を研究対象地とした。

## 2 新・湯治および効果測定

### (1) 新・湯治の定義と意味

新・湯治とは、2017年に環境省が提唱した温泉地活性化の推進プランであり、有識者会議での議論を基に、現代人のライフスタイルに合った温泉地での過ごし方が「新・湯治」として提案され、考え方や方策が「新・湯治推進プラン」としてまとめられた<sup>1)</sup>。同プランの柱とは「①楽しく、元気になるプログラムの提供」、「②温泉地の環境づくり」、「③『新・湯治』の効果の把握と普及、全国展開」の3つである。

従来の湯治の概念は温泉入浴の効果が中心であるが、新・湯治では「湯」以外の要素、すなわち「自然」「歴史・文化」「食」や「人とのふれ合い」など“周辺”に焦点を当て、議論の単位を「温泉地」としている。これらの“周辺”を楽しみ、温泉地に滞在することを通じ

て心身ともにリフレッシュすること、そして温泉地を多くの人が訪れることで、温泉地自身のにぎわいを生み出していくことを目指すのが新・湯治である。

多くの場合、もともと温泉地には様々な魅力的な地域資源があり、訪問者は温泉以外にこれらを利用し、親しむことが通例である。いわば、温泉地を訪問する者は意識する、しないに関わらず、形の上では新・湯治を行っているとも言える。

むしろ、忙しい現代においては貴重な旅行機会に、温泉入浴に特化した従来の「湯治」の旅を行うのはレアケースであろう。あるいは「温泉旅館にだけ滞在して往復は直行直帰」という団体旅行のスタイルも以前ほど多くないと考えられる。

現代人の一般的な温泉旅行に取って「新・湯治」と命名することで、温泉旅行に健康の要素があると意識づけ、健康に沿う行動や活動に誘導するねらいがあると考えられる。

## (2) 新・湯治の効果測定調査

新・湯治推進プランの一つが「効果の把握」であり、2018年度から全国で開始されている。参加温泉地は計画書を事務局である一般財団法人日本健康開発財団に提出し、域内の宿泊施設等で温泉利用者に調査用紙の記入を依頼し、一定程度回収した時点で事務局へ提出する。

調査用紙は全国共通であり<sup>4)</sup>、設問や選択肢は温泉療法医、運動・疫学系研究者、保健統計・疫学者、温泉化学者、温泉地の行政保健師等からなる有識者会議での検討を経て決定されたものである。筆者も議論の場に参加したが、症状・病名が多く見られる当初案から利用者の実態に合わせて温泉利用目的の設問に「温泉が好きだから」など療養と直接関係のない回答選択肢も盛り込まれた。また、2019年度からは同設問が一部変更され、回答選択肢にあった多数の症状・病名が「身体の疾病の療養」の一つにまとめられ、回答しやすいよう配慮が加えられた<sup>4)</sup>。

11の設問のうち温泉地の効果に関する問いは、主に「温泉地滞在後の感想」を問うものと、「主観的健康感の変化」を問う2つである。前者は、温泉地の滞後に「癒された」「わくわくした、楽しかった」「リフレッシュした」「良い思い出ができた」の4項目につき6段階で評価するものである。後者は、「普段

と比べて今はどのような健康状態か」について7段階で評価するものである。独自の設問・選択肢を追加することも可能であり、例えば豊後高田市での調査においては同市と東海大学らが域内で実施中の「里海ヘルスツーリズム事業」<sup>5)</sup>に因んで「海のアクティビティ」に関する選択肢を追加している。なお、この選択肢の観点から考察するために必要な回答数が十分に得られていないため、本稿ではその結果については言及しない。

調査開始からの2年間において、2018年度には全国20温泉地が、翌2019年には19温泉地が参加し、これまで合計7,585名の回答が得られている<sup>6)</sup>。

## 3 調査の方法

調査は、2018年8～10月および2019年8～11月の2年度にわたり、くにさき六郷温泉の中で比較的用户の多い「花いろ温泉」「真玉温泉山翠荘」「夷谷温泉」の3施設で実施した。日帰り利用の場合は、入湯を済ませて浴室から出て来た利用者に調査スタッフ(大学生のべ9名)がその場で調査用紙への記入を促す(写真1)。

宿泊利用の場合は、チェックイン時に調査用紙を渡してチェックアウト時に回収する。いずれの場合も協力者には謝礼として同市の観光PRタオルを進呈した(写真2)。



写真1 花いろ温泉でのアンケート調査の様子(対面式)



写真2 謝礼の観光PRタオル(豊後高田市)

有効回答数1,074枚のうち、温泉地の滞在時間の設問に「日帰り」と回答した571名(53.2%)を「日帰り群」、「一泊二日」「二日三日」「三泊以上」のいずれかと回答した503名(46.8%)を「宿泊群」とし、両者の比較を行った。

設問のうち、問2「現在の健康状態」では「よい+2点」～「よくない-2点」の5段階、問5「温泉地の感想」では「とてもそう思う+6点」～「全くそう思わない+1点」の6段階、問6「主観的健康感の変化」では「とてもそう思う+3点～全くそう思わない-3点」の7段階にスコア化し、それぞれの平均値を評価に用いた。なお、これらの設問はいずれも択一式である。

群間比較の有意差は、各問の回答割合についてはカイ二乗検定を、スコアの平均値についてはT検定を用い、 $p < 0.05$ の場合に有意と判断した。本研究の実施には、一般財団法人日本健康開発財団倫理委員会(2018年7月2日第201801号)の承認を得ている。

## 4 調査結果

### (1) 属性

平均年齢は日帰り群が $65.9 \pm 15.0$ 歳、宿泊群が $63.6 \pm 16.7$ 歳であり、日帰り群が有意に高かった( $p=0.016$ )。性別では、日帰

り群が男性53.4%、女性46.6%であるのに対し、宿泊群では男性45.3%、女性54.7%であった。日帰りでは男性が多く、宿泊では女性が多い傾向が有意に見られた( $p < 0.001$ )。

### (2) 温泉を利用した目的

この設問は複数回答可(制限なし)である。回答選択肢のうち、「①身体の疾病の療養」「②自律神経不安定症やストレスによる諸症状の改善」「③病後回復期の改善」はいずれも具体的病名や「疾病」「病後」といった用語を含んでおり、本稿では従来の湯治利用目的の項目として操作的に定義する。

結果を表1に示す。全体の傾向としては「⑦温泉が好きだから」が57.7%と最も回答率が高かった。また、湯治利用目的の項目である「②自律神経不安定症やストレスによる諸症状の改善(4.2%)」「③病後回復期の改善(4.9%)」よりも、「④疲労回復、健康増進(32.4%)」「⑤ストレス解消(35.4%)」の項目が高い値であり、本格的な病気治療よりは軽い症状や未病への対応を期待して温泉を利用していることが窺える。同様の傾向は全国データにも見られる<sup>6)</sup>。

次に、日帰り群と宿泊群の比較において有意に差があったのは4項目である。日帰り群の方で有意に回答率が高かった項目は「②自律神経不安定症やストレスによる諸症状の改

表1 「温泉を利用した目的」の日帰り群と宿泊群の比較

温泉を利用した目的	全体	日帰り群	宿泊群	p 値
① 身体の疾病の療養	243 (22.6%)	139 (24.3%)	104 (20.7%)	0.197
② 自律神経不安定症やストレスによる諸症状の改善	45 (4.2%)	31 (5.4%)	14 (2.8%)	0.048
③ 病後回復期の改善	53 (4.9%)	37 (6.5%)	16 (3.2%)	0.020
④ 疲労回復、健康増進	348 (32.4%)	207 (36.3%)	141 (28.0%)	0.007
⑤ ストレス解消(リフレッシュ)	380 (35.4%)	195 (34.2%)	185 (36.8%)	0.405
⑥ 美容、若返り	63 (5.9%)	28 (4.9%)	35 (7.0%)	0.284
⑦ 温泉が好きだから	620 (57.7%)	319 (55.9%)	301 (59.8%)	0.202
⑧ なんとなく、特にない	60 (5.6%)	26 (4.6%)	34 (6.8%)	0.112
⑨ その他	140 (13.0%)	49 (8.6%)	91 (18.1%)	0.000

(注)筆者作成。

(複数回答可、単位：人)

善」「③病後回復期の改善」「④疲労回復、健康増進」であった。特に、「④疲労回復、健康増進」では日帰り群が宿泊群より8.3ポイントほど高く、差が顕著であった。また、①②③の湯治利用目的の項目でも日帰り群の回答率が高い傾向が見られ、より健康を意識しつつ温泉を訪れていると考えられる。

一方、宿泊群の方で有意に回答率が高かった項目は「⑨その他」のみであった。有意ではないものの、「⑤ストレス解消」「⑥美容、若返り」「⑦温泉が好きだから」の項目についても宿泊群が日帰り群より回答率が高い結果となった。これらは他の項目に比べて湯治イメージが弱い項目である。

宿泊群に「⑨その他」が多い理由として、旅行目的の設定において宿泊群では「帰省、冠婚葬祭関連、親族や知人の訪問（日帰り群3.5%、宿泊群16.3%）」「ビジネス、研修など（日帰り群0.0%、宿泊群6.0%）」の回答が日帰り群より多く見られ、「温泉」を旅行目的とする者が日帰り群89.7%に対して宿泊群38.2%に留まることから、必ずしも温泉入湯を前提としない利用者がかなり含まれていると考えられる。森<sup>7)</sup>らは全国の新・湯治データ解析において、ビジネス目的の滞在者が温泉利用目的の設定に「⑨その他」と回答している割合が対照群より高いことと、滞在期間が有意に長く宿泊を伴う傾向があることを指摘している。

### (3) 温泉地滞在後の感想

温泉地滞在後の感想（4項目）のうち、本稿では「①癒された」「③リフレッシュできた」を健康改善イメージ、「②わくわくした、楽しかった」「④良い思い出ができた」を旅行全体イメージとして操作的に定義する。

結果について、回答数を表2に、スコアを表3に示す。全体として高めのスコアとなったのは「③リフレッシュできた（5.22）」「①癒された（5.19）」であり、次いで「④良い思い出ができた（4.78）」、そして「②わくわくした、楽しかった（4.54）」の順であった。

日帰り群と宿泊群との比較では、4項目とも有意に差が見られた。特に、健康改善イメージ「①癒された」「③リフレッシュできた」では、日帰り群の方が有意に高いスコアであった。一方、旅行全体イメージの「④良い思い出ができた」では宿泊群の方が有意に高いスコアとなった。

### (4) 主観的健康感の変化

主観的健康感の変化のスコアについて表4に示す。あわせて、現在の健康状態について表5に、現在通院中の病気の有無について表6に示す。

表4に示すように、全体として高いスコアとなったのは、「③ぐっすりとした良い睡眠が取れるようになった（1.69）」「⑦疲労が少なくなった（1.64）」「②より幸せを感じるようになった（1.57）」の3項目であった。次いで「⑥ストレスが少なくなった（1.55）」、そして「①より健康になった（1.51）」「⑩ゆううつな気分が少なくなった（1.47）」が続いた。

日帰り群と宿泊群との比較では、8項目で有意に差が見られ、「⑤食欲が増した」のみで宿泊群が日帰り群よりも有意に高いスコアであったが、それ以外の7項目（「①健康」「②幸せ」「④肌」「⑥ストレス」「⑦疲労」「⑧冷え」「⑨コリ」）のすべてで日帰り群が宿泊群よりも高いスコアとなった。「③睡眠」「⑩ゆううつ」「⑪むくみ」では有意な差は見られなかった。

現在の健康状態については、表5に示すように日帰り群（1.00）の方が宿泊群（0.88）よりも有意にスコアが高く、健康状態が良好と回答する傾向にあった。現在通院中の病気については有意な差が見られなかった（表6）。

## 5 考察

今回の調査では、温泉地滞在後の感想では「①癒された」「③リフレッシュできた」が、主観的健康感の変化では「③睡眠」「⑦疲労」「②幸せ」「⑥ストレス」「①健康」「⑩ゆううつ

表2 「温泉地の感想」の日帰り群と宿泊群の比較 (回答数)

温泉地の感想	評点	全体	日帰り群	宿泊群
①癒された				
とてもそう思う(+3)	6	401 (38.3%)	251 (45.1%)	150 (30.5%)
そう思う(+2)	5	480 (45.8%)	246 (44.2%)	234 (47.7%)
ややそう思う(+1)	4	144 (13.7%)	49 (8.8%)	95 (19.3%)
ややそう思わない(-1)	3	14 (1.3%)	7 (1.3%)	7 (1.4%)
そう思わない(-2)	2	6 (0.6%)	2 (0.4%)	4 (0.8%)
全くそう思わない(-3)	1	3 (0.3%)	2 (0.4%)	1 (0.2%)
②わくわくした、楽しかった				
とてもそう思う(+3)	6	197 (19.6%)	120 (22.5%)	77 (16.2%)
そう思う(+2)	5	346 (34.4%)	166 (31.1%)	180 (38.0%)
ややそう思う(+1)	4	333 (33.1%)	177 (33.2%)	156 (32.9%)
ややそう思わない(-1)	3	75 (7.4%)	36 (6.8%)	39 (8.2%)
そう思わない(-2)	2	44 (4.4%)	24 (4.5%)	20 (4.2%)
全くそう思わない(-3)	1	12 (1.2%)	10 (1.9%)	2 (0.4%)
③リフレッシュできた				
とてもそう思う(+3)	6	428 (41.5%)	267 (48.5%)	161 (33.4%)
そう思う(+2)	5	448 (43.4%)	223 (40.5%)	225 (46.7%)
ややそう思う(+1)	4	128 (12.4%)	48 (8.7%)	80 (16.6%)
ややそう思わない(-1)	3	18 (1.7%)	8 (1.5%)	10 (2.1%)
そう思わない(-2)	2	7 (0.7%)	2 (0.4%)	5 (1.0%)
全くそう思わない(-3)	1	3 (0.3%)	2 (0.4%)	1 (0.2%)
④良い思い出ができた				
とてもそう思う(+3)	6	282 (27.9%)	144 (27.2%)	138 (28.8%)
そう思う(+2)	5	377 (37.4%)	178 (33.6%)	199 (41.5%)
ややそう思う(+1)	4	253 (25.1%)	141 (26.6%)	112 (23.4%)
ややそう思わない(-1)	3	53 (5.3%)	36 (6.8%)	17 (3.5%)
そう思わない(-2)	2	31 (3.1%)	22 (4.2%)	9 (1.9%)
全くそう思わない(-3)	1	13 (1.3%)	9 (1.7%)	4 (0.8%)

(注)筆者作成。

(単位：人)

表3 「温泉地の感想」の日帰り群と宿泊群の比較 (スコア)

温泉地の感想	全体	日帰り群	宿泊群	p 値
① 癒された	5.19	5.31	5.05	0.000
② わくわくした、楽しかった	4.54	4.55	4.53	0.002
③ リフレッシュできた	5.22	5.34	5.09	0.000
④ 良い思い出ができた	4.78	4.68	4.89	0.000

(注)筆者作成。

表4 「主観的健康感の変化」の日帰り群と宿泊群の比較(スコア)

主観的健康感の変化	全体	日帰り群	宿泊群	p 値
① より健康になった	1.51	1.70	1.27	0.000
② より幸せを感じるようになった	1.57	1.68	1.44	0.007
③ ぐっすりとした良い睡眠が取れるようになった (取れそうになった)	1.69	1.85	1.50	0.301
④ 肌の調子が良くなった	1.46	1.54	1.36	0.026
⑤ 食欲が増した	1.32	1.29	1.36	0.000
⑥ ストレスが少なくなった	1.55	1.62	1.47	0.001
⑦ 疲労が少なくなった	1.64	1.77	1.48	0.000
⑧ 冷えが少なくなった	1.32	1.43	1.19	0.003
⑨ 肩・腰・ひざなどのコリや痛みが少なくなった	1.43	1.62	1.21	0.009
⑩ ゆううつな気分が少なくなった	1.47	1.57	1.36	0.841
⑪ むくみが少なくなった	1.01	1.09	0.90	0.250

(注)筆者作成。

表5 「現在の健康状態」の日帰り群と宿泊群の比較

現在の健康状態	全体		日帰り群		宿泊群		p 値
よい(+2)	431	(40.1%)	249	(43.7%)	182	(36.0%)	
まあよい(+1)	227	(21.1%)	113	(19.8%)	114	(22.6%)	
ふつう(0)	350	(32.6%)	170	(29.8%)	180	(35.6%)	
あまりよくない(-1)	59	(5.5%)	34	(6.0%)	25	(5.0%)	
よくない(-2)	8	(0.7%)	4	(0.7%)	4	(0.8%)	
スコア	0.94		1.00		0.88		0.047

(注)筆者作成。

(単位：人)

表6 「現在通院中の病気の有無」の日帰り群と宿泊群の比較

現在療養中の病気	全体		日帰り群		宿泊群		p 値
なし	611	(60.3%)	335	(61.0%)	276	(59.4%)	0.651
あり	403	(39.7%)	214	(39.0%)	189	(40.6%)	

(注)筆者作成。

(単位：人)

つ」などの項目が高スコアであり、総合的に評される温泉の一般的効果とよく合致する傾向であった。

一方で、宿泊群よりも日帰り群の方が主観的健康感の改善をより強く感じている項目が多く、湯治効果を体感している傾向が見られた。この、いわば意外とも感じられる結果をどのように解釈するべきであろうか。

この理由としていくつか仮説が立てられる。まず考えられる要因は、温泉訪問の頻度

である。表7に示す温泉地の年間訪問回数の比較では日帰り群5.56、宿泊群3.69と、日帰り群が有意に多く、単純比較では1.5倍に相当する。早坂<sup>6)</sup>らは年6回以上の温泉訪問者で主観的健康感の改善者の割合が最も高いと指摘しており、日帰り群の温泉訪問回数の多さが健康感の改善に奏功している可能性がある。

また、利用者の大分県内居住率の比較では、日帰り群86.1%、宿泊群8.4%であり、



表7 「温泉地の年間訪問回数」の日帰り群と宿泊群の比較

温泉地の年間訪問回数	全体		日帰り群		宿泊群		p 値
年に1回	134	(13.1%)	30	(5.5%)	104	(21.8%)	
年2~3回	209	(20.5%)	62	(11.4%)	147	(30.9%)	
年4~5回	139	(13.6%)	50	(9.2%)	89	(18.7%)	
年6回以上	539	(52.8%)	403	(73.9%)	136	(28.6%)	
平均	4.69		5.56		3.69		0.000

(注)筆者作成。

(単位：人)

日帰り群は地元住民が多い。「温泉地に居住して頻回に温泉を利用する」という状態は、いわば日々の生活そのものが「湯治」になっており、かつ周辺環境も含めた「新・湯治」にもなっている状況であり、温泉地の効果をより体感しているのではないかと解釈できる。

次に考えられる要因は、訪問目的の相違である。4章で述べたように、旅行の目的で「温泉」と回答した割合は日帰り群89.7%、宿泊群38.2%と、日帰り群の方が、その割合が高かった。先行研究により、温泉利用に対する目的が明確である利用者の方が、その目的に対する効果が高くなる可能性が示されていることから<sup>8)</sup>、温泉目的の利用者の方が、より温泉の健康改善効果を体感している可能性がある。或いは、健康改善効果を体感しているからこそ温泉を訪れているのかも知れない。

その他、考えられる理由として、宿泊群は温泉入浴以外の他のイベントの影響を受けやすいことが考えられる。温泉利用目的に「温泉が好きだから」と回答した割合は日帰り群で55.9%、宿泊群で59.8%と大きな差はない。温泉施設を訪問した場合、日帰り利用では滞在のほとんどが温泉入浴に充てられるが、宿泊利用では食事、部屋での滞在、アクティビティと多岐にわたり、相対的に温泉入浴以外の時間が多く、場合によっては温泉入浴以外のイベントにより、ネガティブな印象を持つ可能性もある。その結果、温泉入浴の

満足感のみを得て滞在を終える日帰り群が相対的に高スコアになりやすい、と考えられる。

調査用紙の自由記載欄の比較(2018年)では、ネガティブな感想は日帰り群で4.9%(10件)、宿泊群で6.6%(15件)ほどであった。その内容を分類すると、日帰り群では全10件中、温泉に関するものが9件、スタッフに関するものが1件であった。一方、宿泊群では全15件中、立地・不便さに関するものが6件、温泉に関するものが4件、退屈さを訴えるものが3件、スタッフに関するものが1件、食事に関するものが1件であった。日帰り群の言及対象がほとんど温泉そのものであるのに対して、宿泊群では実に多様であり、全体の感想が、温泉以外のネガティブな印象の影響を受けやすいことを窺わせる。

加えて、アンケート調査の方法にも原因を求めることができる。この調査では日帰り利用者に対面式で記入を促し、用紙と引き換えに謝礼のタオルを利用者に渡す。一方、宿泊の場合はフロントで用紙を渡し、利用者が部屋で自主的に記入したものをチェックアウト時に提出する方法を採ったが、目の前にスタッフがいるとポジティブな回答を記入しがちであろう。自由記載欄に「学生さんが親切に対応してくれた」などの印象が述べられており、スコアに影響した可能性がある。また、アンケート記入のタイミングについて、日帰り群では温泉入浴直後であるのに対し、宿泊群はチェックアウト前が多いと考えられ、温

泉入浴の印象が薄れやすかったのではないかと指摘もある。

従って、今回の「日帰り群の方が宿泊群よりもスコアが高い項目がある」とのデータのみを根拠に拙速な議論を行うことは慎むべきであり、調査方法も含めて慎重な検討が必要であると考えられる。アンケートが記入される状況は調査温泉地によって異なっており、記入された調査用紙のみからは窺えない情報も多い。現在、新・湯治の効果測定調査では温泉地に委託する方式が主流であり、参加温泉地は調査終了後に簡単な状況報告を事務局に行っている。そうした調査環境の情報を個々の回答データと紐づけし、「どういう状況で得られたデータなのか」を第三者がトレースできるような工夫は的確な考察を行う上で有効であろう。

また、今回は一泊二日以上をまとめて「宿泊群」と設定したが、一泊のみの利用者と三泊以上の長期滞在者とは特性が異なることも考えられる。加えて、今回の対象地である豊後高田市はいわば新興の温泉地であり、湯治文化の根付く歴史ある温泉地を対象地とした場合には異なる傾向が見られる可能性もある。対照群をより細分化した解析や、多様な温泉地を対象とする解析については今後の研究課題とする。

いずれにせよ、これまで湯治をはじめとするヘルスツーリズムにおいては長期あるいは一定日数の滞在を前提に語られがちであったが、日帰り利用という究極の短期滞在においてむしろ宿泊利用よりも湯治の効果を体感している可能性があることは興味深く、温泉地の役割や機能を考える上で示唆に富む。石川<sup>9)</sup>は、温泉利用の歴史はコモンズである温泉を誰もが利用できる「日帰り温泉」から出発したと指摘しているが、あらためて日帰り利用の効果について考える機会としたい。

新・湯治の効果測定調査が今後も継続され、参加温泉地が増加することにより、温泉入浴と健康との関係について多数のデータが

蓄積され、新たな知見につながる期待は大きい。加えて、温泉地間のデータ比較により、その温泉地の特徴が浮き彫りになる可能性もある。地域の「得意技」に根差したよりの確かな活用は、温泉地と利用者の双方にとってメリットが多い。引き続き、温泉地域研究の手段として新・湯治の効果測定調査に取り組む予定である。

## 謝辞

本研究は、環境省「全国『新・湯治』効果測定調査プロジェクト解析方針検討会」のデータ提供を受け実施されました。環境省自然環境局自然環境整備課温泉地保護利用推進室、一般財団法人日本健康開発財団、大分県豊後高田市をはじめとする全国の参加温泉地・団体、調査スタッフ・関係者およびアンケートに回答して頂いた温泉利用者の皆様に御礼申し上げます。

## 注・参考文献

- 1) 環境省 自然等の地域資源を活かした温泉地の活性化に関する有識者会議(2017):「自然等の地域資源を活かした温泉地の活性化に向けた提言～『新・湯治・ONSEN stay』の推進～」。
- 2) 阿岸祐幸(2012):「生体リズムと温泉療法」『温泉の百科事典』、240-243頁。
- 3) 岡田真平(2007):「日帰り温泉施設の利用と健康状態、生活習慣、健康関連QOLとの関連:市民及び施設利用者を対象としたアンケート調査の結果から」『信州公衆衛生雑誌』、2007; 2(1)、46-47頁。
- 4) 環境省(2018):新・湯治による効果の把握 みんなの新・湯治プロジェクト [https://www.env.go.jp/nature/onsen/spa/spa\\_project.html](https://www.env.go.jp/nature/onsen/spa/spa_project.html) (2021年1月17日閲覧)
- 5) 豊後高田市(2016):「パーフェクトビーチを核とした里海ヘルスツーリズム計画」『内閣府地方創生推進事務局 地域再生計画』。
- 6) 早坂信哉、樋口善英、野々村雅之、三橋浩之、高橋栄、石田心(2020):「新・湯治効果測定調査結果報告(平成30、令和元年度)」『環境省第2回チーム新・湯治全国大会資料』。

- 7) 森康則、齊藤雅樹、早坂信哉 (2020) :  
「COVID-19パンデミック以前のビジネス  
目的の温泉地滞在とワーケーションへの展  
開」『日本健康開発雑誌』、J-STAGE Advance  
published data: December 11, 2020.
- 8) 森康則、齊藤雅樹、早坂信哉 (2021) : 全国  
「新・湯治」効果測定調査プロジェクトによ  
る温泉地利用の効果検証—温泉利用目的と  
その効果への影響—、第85回日本温泉気候  
物理医学会総会・学術集会プログラム・抄  
録集、77頁。
- 9) 石川理夫 (2017) : 「『日帰り温泉』の歴史」  
『温泉批評』2017秋冬号、34-39頁。

## 温泉裁判例研究

### 温泉の掘削工事に関する瑕疵担保責任

#### Warranty against Defects for Excavation Construction of Hot Spring

伊達 雄介\*  
Yuske DATE

キーワード：瑕疵担保責任 (warranty against defects) ・ 温泉湧出量 (yeild of hot spring water) ・ 揚湯試験 (pumping test) ・ 保証条項 (warranty clause)

判決日・出典：高松地方裁判所丸亀支部 平成27年9月9日 LLI/DB判例秘書L07050481

対象事件名：高松地方裁判所丸亀支部 平成23年(ワ)第164号  
損害賠償請求事件

裁判結果：請求棄却

【事件の概要】普通地方公共団体が、地域の温泉旅館等に温泉を供給することを目的として、削井工事業者に温泉掘削工事を発注し、工事業者が温泉を完成して引渡を行ったものの、その後に温泉の湯量が減少し閉湯したという事案において、工事業者に対する瑕疵担保責任に基づく請求等が認められなかった事例

### 1 事実

Xは普通地方公共団体であり、Yは削井工事業者である。Xは温泉を掘削して、独自の温泉源から琴平町内の旅館等に対して温泉水を供給することを目的として、Yに温泉掘削工事等を発注した(以下「本契約」という)。なお、この工事業者の選定にあたって、Xは、工事業者(6社)に対して上記目的に合致した企画の提案を求め、その中から能力のある業者を選ぶプロポーザル方式を用いて温泉掘削工事を発注することとした。

これに対して、Yは「湯量は250立方メートル/日以上を目標とする」等を記載した提案書を提出し、応募4社のなかから審査会による審議を経てYが選定された。

Yは温泉の掘削を完了して揚湯試験(段階揚湯試験、水位回復試験及び連続揚湯試験)を行い、社団法人Aにおいて、温泉成分検査が実施され、「湧出量98.6L/min(動力揚

湯)」、「泉温28.2℃」との内容の温泉分析書が作成された。Yは、Xに対して、この温泉分析書をもって「適正揚湯量98.6L/分」、「泉温28.2℃」として報告した。その後、Yは本件工事を完成し、2008(平成20)年3月7日に本件温泉をXに引き渡した。

本契約では、掘削工事の報酬は、揚湯設備工事の工事代金とは別途に、「温度/湯量価格表」に基づき、その温度及び湯量の多寡により報酬額が変動する成功報酬方式とされており、Yは上記適正揚湯量及び泉温に基づき決定された報酬を受領した。

Xは、本件温泉の引渡し後、温泉供給を開始したが、その後本件温泉の湯量が減少し、本件温泉は2011(平成23)年には閉湯した。

そこで、XはYに対して、主位的には温泉掘削工事に湧出量不足等の瑕疵があるとして工事請負契約の瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求を、予備的に適正な揚湯試験を行う義

\*新千代田総合法律事務所弁護士(Lawyer of Shin-Chiyoda General Law Office)

務等の不履行による債務不履行に基づく損害賠償請求などを求めて訴えを提起した。

## 2 判旨

温泉は、地下深部に貯留する水資源を利用するものであり、現在の科学水準では、地下深部の地質構造を完全に把握、解析することはできない。温泉開発において、温泉源が存在していたとしても、その温度、水質及び湧出量を事前に探知、予測することは困難であるから、契約書に明記がないのに、本件温泉においてXの目的に沿った湯量を継続させることが本契約の内容であるとは認められない。また、たとえプロポーザル方式によってXの目的を示して業者を選定した等の契約過程をみても、揚湯試験時の湯量を継続させることが本契約の内容であったとも認められないとして、本件温泉に瑕疵はないとした。また、揚湯試験の経過等を検討してもYにおいて適正な揚湯試験を行う義務等についての不履行もないなどとして、Xのいずれの請求も棄却した。

## 3 検討争点及び争点に対する判断

### (1) 瑕疵担保責任・契約内容不適合責任

この裁判例においては、主たる請求は瑕疵担保責任による損害賠償請求として構成されている。2020（令和2）年4月1日施行の改正民法においては、瑕疵から契約内容不適合に対する責任へと変更された<sup>1)</sup>が、これによって瑕疵の存否ないし契約内容の不適合が存在するかについての議論が大きく変化したものではないと考えられる。ここで、瑕疵の存否は、契約の趣旨を踏まえて目的物が有すべき品質、性状等を確定した上で、引き渡された目的物が当該あるべき品質等に適合しているか否かについて客観的・規範的判断を行うべきとされる<sup>2)</sup>。そして、契約の趣旨は、合意の内容や契約書の記載内容だけでなく、契約の性質（有償か無償を含む）、当事者が当該契約をした目的、契約締結に至る経緯を始めとする契約をめぐる一切の事情に基づき、取引通念を考慮して評価判断されるべきものである<sup>3)</sup>。

従って、結局、瑕疵ないし契約内容の不適合の存否を検討するにあたっては、契約にお

(時系列)

1997（平成9）年頃	Xは町おこしの一環として温泉郷を構想
平成10年4月	Xは町内のホテルから温泉水を購入して独自の泉源を持たない旅館等に温泉供給開始
平成18年	Xは、X独自の泉源により上記旅館等への温泉を供給する目的でYに対して温泉源探査業務を委託
平成19年1月	Xはプロポーザル方式により工事業者を選定して温泉掘削工事を発注することを決定
平成19年2月	Yを含む4社の提案をもとに工事業者としてYを選定し契約締結、同月掘削開始
平成19年7月	揚湯試験の実施、社団法人Aによる温泉の成分検査
平成19年12月～	Yによる揚湯設備工事の実施
平成20年2～3月	Yの工事完成及びXに対する本件温泉の引き渡し
平成20年4月	XのYに対する社団法人Aの分析結果に依拠して計算された成功報酬等の支払
2011（平成23）年	湯量の減少による本件温泉の閉湯、Xによる本訴提起

いて予定されていた品質、性状等を欠くか（主観的瑕疵）と、目的物が通常有すべき性状を欠いているか（客観的瑕疵）の双方から検討する必要があるといえる。

## (2) 本事案における瑕疵該当性に対する X・Yの主張及び裁判所の判断の整理

それでは、本事案においては、瑕疵該当性を検討するにあたりどのような要素が検討されたであろうか、原告・被告の主張と裁判所の認定をもとに検討したい。

### (ア) 原告Xの主張

原告Xは、本契約の内容には、本件温泉が、泉温28.2℃、湧出量98.6L/分で間断なく湧出することが含まれ、事後に湯量が減少した本工事には瑕疵があると主張した。Xは、温泉の性状、特に継続的な湯量の湧出が本契約の重要な要素である（以下①及び②）、行政手続上も温泉の性状として継続的な湧出が前提とされている（同③）と指摘し、それゆえに温泉の継続的な湧出が本契約の内容であるとした。

① 本契約は、地方公共団体が自ら温泉を掘削して、独自の温泉源から旅館等に温泉を供給する計画及び目的であり、旅館等の利用に耐えられる湯量を継続的に供給する必要があることを前提としている。

② 工事業者の選定はプロポーザル方式により行っているところ、同方式は、目的に合致した企画の提案を求め、その中から能力のある業者を選ぶものである。そして、Xは、工事仕様書において、工事により求める湯量を明示して提案書を作成するよう依頼し、Yは提案書において「湯量250立方メートル／日以上を目標とする」としたうえで、湯量と泉温を成功の判断基準とする「成功報酬」方式を示しているのだから、湯量を重視した契約であることは両当事者の認識であった。

③ 揚湯試験・温泉分析の結果は継続的な温泉の性状を明らかにするものであり、かつ、県知事への届出（温泉法第8条）に必要な温泉分析書や動力揚湯に関する許可におい

て「湧出量」は要記載事項であって、分析後10年を経過していない温泉分析書を添付する必要があることからすれば、行政において温泉の性状として少なくとも10年は継続することを前提としている。

### (イ) 被告Yの主張

これに対して被告Yは、上記①、②については、温泉源の存否、水質、湧出量等を事前に探知・予測することは困難であり、一定の質・量を湧出させることが契約書に明記されていないかぎり契約内容にならないこと、プロポーザル方式や成功報酬方式を採用したとしても当然に湯量や泉質が請負契約の内容になることはないこと、むしろ成功報酬は「揚湯試験時」の湯量と泉温で決定するので、その後の湧出量の変化等が想定されるとし、湯量や泉温を保証したものではないと主張した。

また、上記③について、適正揚湯量はあくまで揚湯試験時のものであり永続的なものではないこと、温泉分析書等の湧出量の記載は揚湯量制限のためであり、また、分析後10年を経過していない温泉分析書を添付するのは温泉成分を10年ごとに確認する必要があるためであり、継続的な湧出量とは無関係であると主張した。

### (ウ) 裁判所の判断

これに対して、裁判所は上記①について、本契約の目的が町内の旅館等に対して温泉の継続的供給ができる湯量を有する温泉の確保であることを認定しつつも、「温泉は、地下深部に貯留する水資源を利用するものであり、温泉開発においては、その温度、水質及び湧出量を事前に探知、予測することは極めて困難であることから、契約書上の明記もないのに、Xの目的に沿った湯量を継続させることが本契約の内容であるとは認め難い」と判断した。

続いて、契約の締結経緯に関し、上記②プロポーザル方式においてYが提出した提案書についても、「湯量250立方メートル／日以下

上を目標とする」との記載は、あくまで「目標」にとどまっていること、成功報酬といっても、揚湯試験時の温度と湯量が報酬決定の基準であることを示しているに過ぎず、Yが確保される湯量を確約したものではないとして、プロポーザル方式を経て契約を締結したことをもって、揚湯試験時の湯量を継続させることが契約内容といえないとした。

なお、③については、行政手続の存在によっても、本契約において湯量が10年間間断なく湧出することが前提とされていたことを認定できないとした。

これらにより、裁判所は、本契約の内容及び、泉温28.2℃、湧出量98.6L/分で間断なく湧出することが含まれるとは認められずとして瑕疵の存在を否定した。

### (3) 温泉掘削工事における瑕疵・契約不適合についての考察

#### (ア) 本事案の評価

このように、瑕疵の認定においては、契約目的及び契約締結の経緯が参酌されるところで、裁判所は、本契約の目的が町内の旅館等に温泉水を継続的供給できる湯量を有する温泉を確保することであると認定し、このようなXの契約目的・期待が契約の前提であることを認めた。しかしながら、このような目的に沿った湯量の継続的な湧出が契約書において具体的に明記されていないこと、工事業者の提示した提案書における温泉湧出量もあくまで「目標」に留まっていること、成功報酬方式も揚湯試験時の温度と湯量が報酬決定の基準であることを示すのみで湯量を確約していないことなどをもって、Yにおいて掘削により湧出した温泉について継続的な湯量を確保することが契約内容となっていないと評価したものである<sup>4)</sup>。

ところで、本事案以前にも、注文主が想定した湯量や泉質に反するとして紛争が生じているところ、いずれの事案も、契約において工事業者に対して一定の泉質・湯量の湧出を義務付けたと認められておらず、注文主は敗

訴している。

#### (イ) 他事案における紛争

温泉掘削工事において、注文主が期待した泉質、温度や湯量の温泉が湧出しなかったことを理由として請負契約の債務不履行等が争われた例として、東京地判平成8年11月26日(判タ941号211頁～)及び札幌地判平成19年11月13日(判タ1266号231頁～)がある。いずれの事案も、注文主が工事残代金の支払を拒んだことから、工事業者より請負代金請求訴訟が提起されているところ、結果として、工事業者の債務不履行等はないとして工事業者による注文主に対する残代金の請求が認められた。

前者の裁判例では、同事案の工事業者(原告)が事前に実施した予備調査とは異なり、予想した湯量・泉質が湧出しなかったとして温泉掘削の請負契約について債務不履行等が主張されたが、裁判所は、温泉が地下深部の水資源を利用することから現在の科学水準でも事前に期待した成果が得られない可能性があるなどとして、工事業者は「特に一定の質、量を有する温泉をゆう出させることを契約内容として具体的に明示した場合を除いて」当時の技術水準に照らして相当な工事を行えば債務の履行を完了したというべきであると判示され、当初期待した温泉が湧出するか否かのリスクは注文主が負うべきものとされた。

後者の裁判例では、温泉掘削工事によって温泉法上の温泉は湧出したが、環境省の認める療養泉の要件を満たさなかったことから、注文主は工事に瑕疵または債務不履行があると主張したが、裁判所は、契約上温泉の温度や成分が保証されておらず温泉温度や温泉成分の確保が契約内容になっていたとは認められないとした。なお、同事案においては、その後注文主が、別業者に温泉掘削工事を発注し、本件井戸のすぐ近くで療養泉の要件を満たす湧水が得られたことから、工事が適正になされたか(具体的にはストレーナーの設置位置の適正性)も争われた。裁判所は、工事

業者において掘削や検層の結果を踏まえ、注文主と適宜協議をしながら、注文主の経営目的を前提として、もっともそれに沿う湧水が得られると思われる深度にストレーナーを設置する義務があるとしつつも、温泉の掘削には不確定な要素が多いとして、ストレーナーの設置の位置の判断は、それが専門家としての合理的な根拠に基づく判断である限り、結果として奏功しなくても、それに対して責任を負うものではないとして、工事業者の責任を否定した。

#### (ウ) 実務への影響

このように、過去の裁判例においても、工事業者が事前調査に関与したとか、事後に付近で注文主が求めていた温泉が湧出したなどという事情があっても、裁判所は、本事案と同様に技術的に地下深部の水資源の把握が困難であること等を前提に、湯量の継続性や泉質等に関するリスクは原則として注文主が負担すべきであり、これを覆し、工事業者の責任を問うためには、契約において工事業者が負担すべき具体的な条件の明示を必要としたと評価できる。

従って、裁判例を前提とすれば、注文主としては、温泉掘削工事請負契約において、工事業者の責任を問うため、湯量や泉温等について具体的な保証条項を導入することが想定される。しかし、本問題の解決にはこれのみでは十分ではないと考えられる。

そもそも、注文主が、工事業者に対して、そのような具体的な湯量の継続や一定の泉質の保証等の明示を求め、たとえば一定期間の温泉の湧出継続を条件として報酬を一部留保するなどの契約条件とした場合、現在の科学技術においても地下深部の調査結果の確実性が十分でないことから、これを受諾できる工事業者を選定できるのか疑義がある。また、工事業者との交渉の結果、保証内容が限定的なものとなれば実効性が薄められたり、かえって、そのような保証と引き換えに報酬がより高額化するおそれもあり、注意が必要であ

る。そのほか、工事後の湧出量の変動についても、地震等の天変地異、不可抗力によって湯量が減少した場合にはどうするか、そもそもどのような原因で湯量が減少したのかの判断も容易ではないことから問題がある。

また、掘削工事の基本的な定額の報酬部分と揚湯試験時の湯量・泉質によって変動する成功報酬部分の二段階で報酬を区分するなどし、たとえば成功報酬算定の基礎となる揚湯試験において注文主側の専門家等を選任して適正揚湯量の判断に関与させ、湯量を適正に評価することによって適切な成功報酬額とするなども一案と考えられる。そのほか、注文主として、逆に、温泉の湧出を報酬条件とせずに温泉掘削工事の単価の削減を試みることもありうる。

いずれにせよ、これらの裁判例からすれば、注文主がその温泉掘削のリスクを負担するのが原則とされる以上、温泉掘削工事を依頼する注文主は、工事業者が負うべき債務を具体化するとともに、事案に則したりリスクとコストを最適化する計画や契約条項を模索する必要があると考えられる。

#### 注

- 1) 請負人の担保責任については、仕事の目的物の瑕疵に関する旧634条は削除され、民法559条により売買の担保責任に関する規定が包括的に準用されるものとされた。
- 2) 民法(債権関係)の改正に関する中間試案の補足説明(平成25年7月4日補訂)400頁参照。裁判実務(最判平成22年6月1日及び最判平成25年3月22日参照)においても同様の考え方であるとされる。
- 3) 同補足説明90頁参照。
- 4) 本事案において、Xは、瑕疵担保責任のほか、Yにおいて温泉掘削工事や揚湯試験に関して不適正・不完全であった、揚湯量を偽った等の主張も行ったが、裁判所は、具体的な揚湯試験の実行方法などを検討したうえで、いずれも適正な揚湯試験・揚湯量であったとして債務不履行責任も認めなかった。



## 報告

### 乳頭温泉郷の現況について

竹内貴祐(乳頭温泉組合組合長)

#### 1 乳頭温泉郷の歴史と概況

##### 【概要】

- ・乳頭温泉郷は、十和田八幡平国立公園の南側「乳頭山」の山麓に点在する7つの宿の総称。
- ・開湯の古い順に、鶴の湯温泉(1615年)、黒湯温泉(1674年)、蟹場温泉(1846年)、孫六温泉(1865年)、妙乃湯(1952年)、大釜温泉(1962年)、休暇村乳頭温泉郷(1966年)となり、古くから湯治客主体の温泉郷として知られている。のちに一般客や家族客が増え、宿泊客の形態割合が大きく変化した。
- ・全組合員と密度ある話し合いを積み重ね、昔ながらの湯治場情緒を維持しながら快適に過ごせる施設への転換を少しずつ始めた。のちに秘湯情緒と近代化のバランスが図られ、乳頭温泉郷全体の統一感となっている。
- ・各宿泊施設が複数の源泉を持ち、10種類以上の(旧)泉質と効能がバラエティーに富んでいる。
- ・四季折々に姿を変えるブナの森に囲まれたロケーションに恵まれている。各宿が自然歩道で繋がっておりウォーキングや湯めぐりも楽しめる。

##### 【歴史】

- 1615年(元和元年)開湯
- 1638年(寛永15年)田沢の湯(現、鶴の湯温泉)に2代目秋田藩主佐竹義隆公が湯治に訪れた記録がある。藩費で温泉開発が行われ、のちに「佐竹の隠し湯」と呼ばれた
- 1955年(昭和30年)このころまで交通網が

なく、湯治客は荷揚人などを用いて食料や生活用品を持参した

1956年(昭和31年)十和田八幡平国立公園に指定される

1965年(昭和40年)休暇村乳頭温泉郷が開設  
休暇村開設以降、交通網の発達、スキー場開発開業などにより観光客も年々増加。

昭和末期、バブル景気に秘湯、露天風呂ブームにより日本各地から観光客が訪れている

##### 【各宿泊施設について】

鶴の湯温泉 乳頭温泉郷の中で最も古い歴史を持ち、秋田藩主の湯治場だった由緒ある温泉。今なお警護の武士が詰めた茅葺屋根の長屋「本陣」が残り、旅館として今も稼働している。日本秘湯を守る会の宿。

黒湯温泉 乳頭温泉郷の中で最も奥にあり、江戸時代からの歴史を持つ。源泉が宿の横にあり、沸々と温泉が噴出する様子を見ることが出来る。露天風呂のほかに打たせ湯もいい。紅葉の名所として人気が高く昨今、外国人(特にタイ)の人気も高い。

妙乃湯 軒先を流れる先達川の溪流が美しく、せせらぎを聞きながらの露天風呂がいい。きめ細やかな接遇と雰囲気は特に女性に評判。都会の疲れた女性を癒す宿が経営指針に。

蟹場温泉 付近の沢に蟹が多く住むところから「蟹場温泉」と名付けられた。宿舎から50mほど離れた原生林の中に露天風呂があ

り、季節の移ろいを感じながら温泉を楽しむ。

孫六温泉 湯治場の風情を残している温泉で「山の薬湯」とも呼ばれている。浴場は宿舎から川沿いに下りたところに離れてある。静かで秘湯情緒が高い。

大釜温泉 秋田県南の小学校木造校舎を解体移築した宿。建物内部も懐かしい雰囲気が漂う。乳頭温泉郷唯一の足湯が設置され、人気。源泉温度98度の硫酸塩泉は消毒効果が高い。

休暇村乳頭温泉郷 美しいブナ林に囲まれた宿。2001年(平成13年)にリニューアルされ、乳頭温泉郷の中では最も近代的な施設。

\*厚生省の国民休暇村設置事業に旧田沢湖町(現仙北市)が誘致。

## 2 乳頭温泉郷の対外的評価—受賞歴

### 【受賞歴】

- 1998年(平成10年)日本旅のペンクラブ賞
- 1999年(平成11年)日本観光協会優秀観光地づくり賞
- 2002年(平成14年)日本経済新聞温泉大賞「あこがれ賞」
- 2003年(平成15年)旅行読売出版社「にっぽん温泉遺産100」上位10選
- 2019年(令和元年)「いま外国人がはるばる訪れる“本当に行ってよかった!”日本の温泉地ランキング12」第1位
- 2020年(令和2年)「じゃらん人気温泉地ランキング2020」全国あこがれ温泉地ランキング1位

## 3 乳頭温泉郷活性化への取り組み

### 【主な経緯】

1980年 7つの宿で構成する乳頭温泉組合が発足。各温泉の泉質や雰囲気を楽しんでもらうため、湯めぐり帖の販売を開始

2009年 乳頭温泉郷巡回無料シャトルバス「湯めぐり号」運行開始

### 【その他取り組み内容】

- ・遊歩道や看板の整備
- ・散策マップの作製
- ・株式会社バスクリンとの共同企画商品の開発販売(入浴剤 日本の名湯シリーズ乳頭)
- ・各種プロモーションビデオの作成(観光、求人、ワーケーション、ブライダルなど)
- ・オリジナル番傘、共同貸傘、ロールスタンポスター等の作成
- ・韓国アーティストコラボ企画として森のギャラリー開催
- ・乳頭温泉郷プリントトラック運行によるPR
- ・広報媒体との対応や調整協力

## 4 コロナ禍による影響等

### 【宿泊人員の推移】

2019年 3月～8月	合計42,506人
2020年	合計21,728人
*前年比51.1%	

### 【緊急事態宣言を受けた営業自粛対応について】

4/21～5/31	全施設休館(5/16～1施設営業)
6/1～	全施設営業再開
7/1～	シャトルバス「湯めぐり号」の運行再開

### 【考察】

- ・3月まではインバウンドを含めて例年並みの宿泊者数を維持
- ・4月以降は訪日外国人皆無状態に。国内客緊急事態宣言発令にて大幅減少
- ・5月全館休業(1施設のみ5/16より営業)
- ・4月～6月累計前年比では▲82%と非常に厳しい状況に
- ・7月より秋田県プレミアム宿泊券事業が開始されて県内客が増加になり、前年実績近くまで回復する施設もある。

- ・GO TOトラベルキャンペーンが始まり東京からも誘客が見込めるようになったことからキャンペーン期間は予約が更に好調へ
- ・GO TOトラベルキャンペーンが終了する1月末及び秋田県プレミアム宿泊券事業が終了する2月以降に懸念

### 【各宿で実施中のコロナ禍対策例】

#### 顧客対策

- ・手のアルコール消毒 ・検温 ・3密回避
- ・日帰り入浴客に対する入浴時間制限及び来場制限
- ・宿泊向けの部屋数制限(密回避) ・館内の換気
- ・宿泊客に対する体調チェック(検温の他にアンケート式調査)
- ・各宿のHPにコロナ禍感染対策情報の掲載
- ・共有スペースの消毒 ・手袋、マスク、フェイスシールド等の着用
- ・受付等のカウンターやレジ回りへのアクリル板等の設置

#### 従業員対策

- ・手のアルコール消毒 ・検温
- ・3密回避 ・健康管理体調チェック
- ・従業員の行動管理(県外渡航等)

### 【コロナ禍対策によるサービスのオペレーション変化について】

- ・客室への部屋案内の中止(顧客と従業員の接触減に)
- ・布団敷を中止(セルフ対応にして接触機会回避に)またはチェックイン前に敷いておく
- ・消毒スペースが増加し清掃業務負担増に
- ・バイキング形式を休止して個食スタイルに対応変更
- ・バイキング感染予防対策器具セットや食事採取中にマスク手袋着用協力要請
- ・新しい生活様式の推奨

#### 効果

顧客からは適切な感染症対策の徹底が施され

ている事や可視化されることにより安心感を与えることが出来る

#### 負担

- ・感染予防をしながら受入れる事に対する従業員の精神的疲労が懸念される
- ・消毒液、マスク、ペーパータオルなど感染予防品購入費増加
- ・清掃消毒業務等が増加したことにより人件費増加

## 5 現状と課題

- ・秋田県プレミアム宿泊券事業、仙北市プレミアム宿泊支援事業、GO TOトラベルキャンペーン終了後の集客に不安
- ・インバウンド需要は見込めず冬季の集客に大きく影響される
- ・営業収入減少と消耗品費、人件費など費用増加により利益確保が更に厳しい

#### 【計画】

With/After コロナ期へ乳頭温泉郷の取組み  
(コンセプト、テーマ)

- ・自然環境を十分に生かした多様性のある滞在の提案
- ・昔ながらの雰囲気や先人達の歴史文化等を継承した上での施設改修など温泉利用者が心から癒される情緒あふれた温泉地づくりを目指す
- ・現地の情報をリアルタイムにSNS等で可視化することにより旅行者への安心感増を狙う
- ・温泉以外のコンテンツを増やすことにより潜在的旅行者への旅の動機付けに寄与する

#### 〈取組事例〉

#### 電動自転車レンタサイクル

- ・シャトルバス湯めぐり号の感染予防対策による乗車人数抑制対応も兼ね実施。大自然を満喫しながら湯めぐりやりフレッシュ対応に貢献(ブナの森サイクリング)

### 疫病退散祈願 乳頭温泉郷花火鑑賞会

- ・全国花火競技大会が行われるはずだったその夜に（コロナウイルス感染症蔓延のため中止）疫病退散の願いを込めてすばらしい大曲の花火をミニサイズ、宿泊者限定で行えないかと考え、花火鑑賞会を企画実施。400年の伝統・和火によるスターメインと大曲の花火、解説打ち上げでした。（マスク着用、ソーシャルディスタンス確保にて実施）
- ・花火業者の支援も兼ねる。

### ブナ森ウェディングフォト

- ・十和田八幡平国立公園内にある立地を活かし、コロナ禍で結婚式ができなかったカップルに対して、乳頭温泉郷のブナの森を撮影場所として提供。地元婚礼業者と提携して、需要の創設とブナの森の価値向上を図る。婚礼業者の支援も兼ねる。

### ワーケーション

- ・テレワーク増と自然での余暇を楽しむコロナ禍の現状を鑑み、ワーケーション目的の旅行客の増加を目的に計画整備を行う。中長期滞在顧客とリピーター増を目指す。
- ・ワーケーションチラシの作成、プロモーションビデオ制作、受入施設備品購入、モニター受入実施（環境省国立公園ワーケーション利用拡大事業に採択）

### コミュニケーションツール構築

- ・ウェブコミュニティ構築を主とし、「あなたにぴったりの旅のカタチとは？」をテーマに、設問形式で利用客に合った旅のスタイルを提供するアプリの開発及びカタチに沿った宿泊施設や滞在方法、地域コミュニティと旅人を繋ぐグループページなどを集約したポータルサイトを構築。特に温泉ステイの新しい旅のカタチを提案する。（仙北市補助事業申請中）

### 人材育成事業

- ・宿泊産業の人材不足が深刻な中で、乳頭温泉郷もその渦中にあり、人口減少と担い手不足、従業員の高齢化など宿泊事業者側の受け入れ態勢整備は継続して取り組んでいかなければならない状況にある。乳頭温泉組合加盟の7つの宿では令和元年より「観光庁観光産業の人材確保育成事業」に2年連続で採択されており、人材育成と確保に向けた取組みを行っている。

## 書評

一般社団法人日本温泉科学会監修：  
『図説 日本の温泉—170温泉のサイエンス—』朝倉書店 194頁 2020年3月  
定価 4,700円(税別)

「高塩分温泉水の起源流体はマグマから放出された火山性流体である」「その火山性流体は古い時代のマグマに由来する可能性が高く…」

のっけから引用で恐縮だが、本書に記載されている、とある温泉地の記述を読み、いたく温泉欲を刺激されてしまった。同じように感じる人にとって本書は、願ってもない温泉指南書となるだろう。

監修は「日本温泉科学会」。数ある温泉関連学会の中で、最も初期の1940年に設立。本書は創立80周年を記念して出版された。前会長である大妻女子大名誉教授の井上源喜氏を編集委員長に、甘露寺泰雄、由佐悠紀、西村進、長島秀行、前田眞治氏ら、日本を代表する温泉科学者77名が結集、地形や地質、水文、物理、生物などの視点から170カ所の温泉を紹介している。

旅のガイドブック的な内容とは異なり、客観データに基づいて、温泉の核とも言える湧出機構や成分、地質などについて簡略にまとめられている。科学から遠い場所にいる文系人には一見、とっつきにくそうにも思えるが、図表が多く、描写もいきいきとして読みやすい。温泉科学の入門書としても役立つ上、温泉への考え方を広げてくれる一助にもなりそうだ。

たとえば「修善寺温泉」の紹介文では、温泉開発時期から保護地域に変わり、集中管理方式を採用した際の「独鈷の湯」の水位変化をグラフで紹介している。これを見ると、温泉の集中管理を行うことによって、環境や資源が守られる方へ一気に向かったことがよく解る。以前に、とある温泉関係者から一般論として、「温泉を集中管理するのはいかなるものか」といった意見を聞いたことがあるが、

修善寺温泉の水位の変遷を見ると、集中管理が必要な温泉地もあると納得できる。

掲載されている170カ所それぞれの温泉には、源泉数や湧出量、源泉のある場所、管理者、自噴泉や動力泉といった湧出形態などが記載されている。長年、温泉情報を伝えることをなりわいとしてきた実感として、源泉や温泉水に関するこうしたデータは、かなり得にくい。ありがたい有用な情報である。

さらには、北海道や東北、関東など各エリアの扉の導入文に、貴重な数字がさりげなく掲載されている(中部345市町村のうち温泉のある市町村の数や、中国・四国地方の放射能泉の割合、北海道の大深度掘削泉の割合など)。数値に基づいたこうした情報は、感覚的な温泉理解を正したり、補完してくれたりする。

一方、気になったのが掲載温泉の選択である。日本有数の温泉県の一つである青森県は1カ所だが、北海道は29カ所の温泉が掲載されている。「まえがき」に書かれているように、これは「学会会員の研究活動地域に偏りがある」ためであろう。ほかでは得にくい温泉科学の知識が詰まった本なので、もう少し数多くの温泉地が紹介されているとありがたい。

いずれにしても科学者が長年の研究結果を踏まえてまとめたずっしりと重い力作であり、地下環境や温泉水そのものについての知識を得ることができる貴重な書籍である。

巻末には温泉関連の定義や分類、温泉利用状況の経年変化、地質年代などの図表や解説が付いており、索引もこまやかに作られている。「この温泉について知りたい」と思った時には、事典としての活用ができる。温泉好きな人には必携の一冊であろう。(西村理恵)

## 学会記事

### ●日本温泉地域学会第35回研究発表大会・総会

2021年5月30日(日)・31日(月)の2日間、日本温泉地域学会第35回研究発表大会・総会を群馬県中之条町ツインプラザにて、宿泊及び視察会を四万温泉にて開催します。

大会会場・宿泊先とも徹底したコロナ対策をとっていることを現地確認しており、当学会としても乳頭温泉郷大会に引き続きそれに応えた開催形式(懇親会は行わず通常の夕食形式に・視察会は自由行動)と運営を行います。

群馬県北西部に位置し、上信越高原国立公園内にある四万温泉は、最も早く1954(昭和29)年に国民保養温泉地第1号に指定されました。甌穴が見られる四万川の清流に沿って温泉街は温泉口、山口、新湯、ゆずりは、日向見の5つの地区にわたって細長く伸び、41か所を数える泉源は今もその大半が貴重な自然湧出泉で、四万川沿いに集中しています。指定宿の「四万やまぐち館」も自然湧出泉の複数の自家源泉を使用・提供する老舗旅館です。四万温泉の総湧出量は毎分3,000～4,000Lと豊富で、泉温は26℃～84℃、主泉質はナトリウム・カルシウム-塩化物・硫酸塩泉とアルカリ性単純温泉です。

四万温泉の歴史は古く、発祥の地とされる日向見地区には国重要文化財の日向見薬師堂、開湯伝承を伝える共同浴場「御夢想の湯」があります。また、新湯地区には江戸・元禄年間に建てられた現存する日本最古の木造旅館建築が保たれています。各地区には共同浴場のほかに飲泉所が設けられ、日本では数少ない伝統的な飲泉文化も体験できます。

このたびの中之条町及び四万温泉での大会実現には当学会賛助会員である四万温泉協会のご協力により、大会用に広い会場も確保できました。第一日目に2年ぶりの開催となる理事会・総会、そして役員改選も行いますので奮って参加ください。

### 日本温泉地域学会第35回研究発表大会・総会スケジュール

- 開催地 : 群馬県中之条町ツインプラザ及び四万温泉  
 開催日 : 2021年5月30日(日)・5月31日(月)  
 大会会場 : 中之条町ツインプラザ 中之条町大字伊勢町1005-1 TEL 0279-76-3115  
 FAX 0279-76-3116 JR中之条駅から徒歩約10分  
 宿泊施設 : 四万やまぐち館 中之条町大字四万甲3876-1 TEL 0279-64-2011  
 FAX 0279-64-2874  
 集合・受付 : 5月30日(日)11時～ 中之条町ツインプラザ交流ホール  
 宿泊・受付 : 5月30日(日)17時20分～ 四万やまぐち館  
 参加費 : 一般会員・賛助会員2,000円、学生会員1,000円、会員外2,000円  
 宿泊費 : 学会指定宿を利用する場合、夕・朝食込みの一室(10～12.5畳)3名利用基本で一人当たり料金13,000円(消費税+入湯税込。以下同)です。なお、一人一室希望の場合は追加料金9,000円、二人一室は追加料金2,000円(各自)です。いずれも室内禁煙(4階玄関ロビーに喫煙ルーム)  
 参加申込 : 参加者は4月26日(月)(必着)までに学会事務局振替口座宛に郵便振替で、**参加内訳を具体的に明記して払い込んでください。**  
 交通案内 : 主な交通アクセスは、東京方面からは特急草津31号(休祝日運転)上野駅9

時00分発中之条駅11時00分着。特急草津1号上野駅10時00分発中之条駅11時57分着。東京駅八重洲通り9時00分発の四万温泉行き関越交通高速バスで中之条駅入口12時03分着。

帰りは、四万温泉バス停12時42分発中之条駅13時22分着、特急草津2号中之条駅13時28分発、上野駅15時26分着など。

研究発表大会に参加される会員は、以下の参加形態によって郵便振替で学会事務局振替口座宛に相当金額を4月26日(月)必着で前納ください。払い込みによって学会参加申し込みとします。また、本年度年会費(賛助会員3万円、一般会員4,000円、学生会員2,000円)未納の場合は同時に振り込んでください。

その際、振替用紙の記載欄に振込額の内訳(宿泊費・参加費、1名1室または2名1室の場合はその旨を、また未納の年会費振込の場合は年度の内訳)を必ず記入ください。

指定宿の駐車場配分の都合上、車を運転して来られる宿泊参加者はその旨も記入ください。

学会指定宿泊+学会参加： 13,000+2,000=15,000円(学生：14,000円)

大会参加のみ： 2,000円(学生：1,000円)

郵便振替口座番号：00190-6-462149

加入者名：日本温泉地域学会

## 日程

5月30日(日) 理事会・総会・研究発表大会(中之条町ツインプラザ)

夕食・宿泊(四万やまぐち館)

11:00 中之条町ツインプラザ「交流ホール」入口にて受付開始

中之条駅前通りを北へ、中之条小学校裏手。タクシー分乗も検討ください。

駐車場は施設の南側と北側の両方にあります

11:30 理事会(昼食用意) 食堂は中之条駅前にあります

12:40 総会

13:30 研究発表大会

15:40 大会終了。宿泊先へ移動。移動に際してはマイクロバス1台用意。参加者のマイカー及びタクシーの分乗、路線バス利用もお願いします

18:00 夕食(密を避けるため時間差で二組に分けます)

5月31日(月) 四万温泉現地視察会(自由行動)、現地解散

荷物は四万やまぐち館フロントで預かっていただけます

## 研究発表大会・総会プログラム

5月30日(日)

自由論題 発表時間：20分(発表15分、質疑5分)

座長：池永正人(長崎国際大学)

- 13：30～13：50 堀川 有(株式会社湯守)：「温泉浴槽の衛生管理—水回り配管の洗浄(クリーニング)の重要性—」
- 13：50～14：10 高橋祐次(東洋大学大学院)：「那須塩原市(栃木県)のコロナ禍におけるPCR検査費用捻出のための入湯税引上げ問題」
- 14：10～14：30 ジュアンドヤスコ(SPALOHAS倶楽部)：「地方創生交付金を活用した『海風タラソセラピー』事例の考察」
- 14：30～14：40 休憩

座長：布山裕一(流通経済大学)

- 14：40～15：00 北出恭子(温泉家)：「コロナ禍における全国の温泉地の取組み」
- 15：00～15：20 石川理夫(温泉評論家)・赤池勇治(静岡県庁)「ユネスコ世界遺産・無形文化遺産登録基準と日本の温泉地・文化の評価に関する考察」
- 15：20～15：40 甘露寺泰雄(公財中央温泉研究所元専務理事)「日本の温泉の地域性(その3)—集中管理実施温泉地の地域的特徴について—」

- 上記の大会での自由論題発表者で未送付の方は、大会発表要旨集ワード原稿(各見開き頁：タイトル・発表者氏名・肩書、掲載図表を含めて40字詰×75行以内)を4月16日(金)までに編集委員会(編集担当メールアドレス mi-ishikawa@ac.auone-net.jp)宛にメール添付で送付してください。
- 日本温泉地域学会第34回研究発表大会は2020(令和2)年11月7日(土)・8日(日)の2日間、秋田県乳頭温泉郷にて開催されました。会場・宿泊先となった休暇村乳頭温泉郷と連携してコロナ対策を最優先し、研究発表大会のみの、かつ懇親会を行わない形式での開催となりましたが、参加者は61名(非会員含む)。美しい紅葉のブナ林に囲まれた会場の別棟「温泉館」では窓開放・換気に努めるたび晩秋の冷気に満たされる中、参加者は熱心に各発表に聞き入っていました。2日目は自由視察会とし、参加者は「湯めぐり帖」購入者が自由無料乗車できる湯めぐり号を利用して、乳頭温泉郷の7つの個性あふれる自家源泉宿を回遊しての視察・入浴体験を堪能しました。  
このたびの大会実現は、受入れ先の休暇村ならびに乳頭温泉組合、仙北市、田沢湖・角館観光協会のご協力・ご尽力の賜でした。あらためて感謝申し上げます。
- 2021年秋季に日本温泉地域学会第二回秋季研究会を開催するかどうかは、現時点では未定です。開催の場合は、次号学会誌及び学会ホームページで案内します。
- 2022年春季に第36回研究発表大会・総会を開催します。開催地については候補温泉地が絞られてきており、決まり次第学会HP及び次号学会誌でお知らせします。
- 次号の学会誌『温泉地域研究』第37号(2021年9月下旬刊行予定)への論文・研究ノート・温泉裁判例研究・書評・資料・温泉地情報などの原稿を募集します。必ず投稿規程と執筆要領(学会ホームページに掲載)に従い、直接編集委員会(編集担当メールアドレス mi-ishikawa@ac.auone-net.jp)宛に、原稿送付状とともに本文ワード原稿ならびに掲載図表・画像等は別途添付(本文ではレイアウト指定のみが基本)にて送付してください。



原稿は常時受付けていますので、常に早めの投稿・送付をお願いします。次号第37号への原稿送付締切は7月1日(金)です。論文と研究ノートは、査読を受けてパスしたのから順次掲載します。会員の積極的な投稿を期待します。

- 温泉観光士養成講座については、今後のコロナ禍の状況・推移を見ながら、温泉地での開催に限らず会員が所属する大学での開催も前向きに検討しています。
- 学会事務局では、創刊第1号から前号第35号までの学会誌『温泉地域研究』バックナンバーをすべて取りそろえています。バックナンバーを希望される会員は事務局までメール(mikenaga@niu.ac.jp)またはファクスにて申込みください。頒価は一冊1,500円です。ただし、第26号以前の号については10周年記念特集号(第20号)を除き、値下げして一冊1,000円(送料別)です。
- 2019年3月に刊行した『新版 日本温泉地域資産』は好評で、引き続き頒価1,000円で販売しています。20冊単位での割引販売委託も行いますので、学会事務局までメールかファクスにて申込みください。
- 住所を変更された会員は住所変更届を必ず学会事務局へファクスまたはメールにて送ってください。郵便局には住所変更届を出しても、学会誌は宅配業者のメール便「クロネコDM便」にて発送していますので、毎号「転居先不明」で複数戻りがあり、転居先の確認・再発送に手間どっています。
- 学会ホームページでは、学会ニュース、大会案内、温泉観光士養成講座開催案内などをたえず最新のものに更新しています。とりわけコロナ禍が常態化した今日、大会等の開催についても緊急の事態・変更があればホームページにて案内をしていますので、会員はふだんから閲覧するようにお願いします。

## 『温泉地域研究』の投稿規程・執筆要領

(2017年5月29日改訂)

### 【投稿規程】

#### 1. 投稿資格

投稿者は本学会会員とする。ただし、連名の場合は筆頭著者名が本学会会員であればよい。また、編集委員会が特に認めた場合はこの限りではない。

#### 2. 投稿原稿

- ①『温泉地域研究』で発表する原稿は、温泉地の研究に関わる未発表のものとする。
- ②原稿の種類は、論文、研究ノート、温泉裁判例研究、書評、資料、温泉地情報とする。
  - 論文 …………… 実証的または理論的研究の成果として論述した原稿。
  - 研究ノート …………… 温泉地の調査報告、研究の中間発表的内容の原稿。
  - 温泉裁判例研究 …… 温泉資源ならびに温泉地にかかわる裁判例を論述した原稿。
  - 書評 …………… 新刊書等の批評と紹介をした原稿。
  - 資料 …………… 温泉地の歴史・文化・温泉資源・観光経営など諸々のデータの提示と解説した原稿。
  - 温泉地情報 …………… 温泉地の観光事情や活性化の取り組みなどの原稿。
- ③論文、研究ノートの原稿は関連分野の学会員による匿名の閲読審査をすることにし、その査読結果をうけて、編集委員会(常務理事会兼務)が掲載の可否を決定する。修正意見がある場合は、修正原稿の提出を経て受理される。
- ④『温泉地域研究』に掲載されたすべての著作については、日本温泉地域学会が著作権を有する。転載・複写にあたっては、本学会の承認を受けなければならない。

#### 3. 原稿の提出

- ①提出書類 原稿一式(本文、図・表・写真)、原稿送付状
- ②提出方法 電子メールに添付して送付する。
- ③提出先 編集委員会 委員長 石川理夫 mi-ishikawa@ac.auone-net.jp
- ④受付 随時

#### 4. 原稿の校正

初校は執筆者が行い、最終校正は編集委員会が対応する。

#### 5. 抜刷

抜刷は「論文」と「研究ノート」を対象とし、50部、100部単位の実費とする。なお、筆頭著者には、当該『温泉地域研究』を1部追加進呈する。

### 【執筆要領】

#### 1. 本文

- ①原稿は、ワード(Word)を使用し、A4版用紙を縦にして1段組み横書きとする。
- ②原稿の構成は、表題、著者名(肩書)、キーワード、本文、注・参考文献とする。なお、表題、著者名(肩書)、キーワードは英語併記する。
- ③1頁の文字数 40字×40行=1,600字(刷り上がりはB5版2段組みに相当)

④執筆分量(図・表・写真を含む)は、以下の印刷頁数とする。

論 文 8頁、10頁、12頁  
研究ノート 6頁、8頁  
温泉裁判例研究 4頁、6頁、8頁  
書 評 1頁  
資 料 2頁  
温泉地情報 1頁、2頁

⑤字体と文字の大きさ

- ・字体は、本文(日本語)はMS明朝、数字と欧文はセンチュリー (Century)を使用する。
- ・文字の大きさは、タイトルまわり12ポイント、大見出しは11ポイント、以下本文は10.5ポイントとする。
- ・日本語タイトルはMS明朝ボールド、英文タイトルと英文肩書き、キーワードの英文はセンチュリー、本文大見出しはMSゴシックとする。

⑥頁番号は用紙下中央に付ける。

⑦人名や術語等は特別なものを除き、常用漢字および新仮名づかいを使用する。

⑧句点は「。」を、読点は「、」を用いる。

⑨数字(センチュリー)は単数字(1から9)を除き、半角文字とする。

【例】3人 23人

〔例〕

## 草津温泉における景観保全の現状と課題

### Present Condition and Problem of Landscape Conservation in Kusatsu Spa

中沢 秀夫\*

Hideo NAKAZAWA

(脚注)\*草津大学(Kusatsu University)

キーワード：草津温泉(Kusatsu spa)・温泉(hot spring)・景観保全(landscape conservation)

#### 1 はじめに(章)

##### (1) 草津温泉の開湯伝承(節)

草津温泉の開湯については……という伝承がある<sup>1)</sup>。

⑩単位・年号・標高などを除き、4桁以上の数字には3桁区切りのカンマ(,)を入れる。

【例】125,800人 12万5800人 2017年 富士山(3776m)

⑪年号は原則として西暦を使用し、元号が必要な場合は( )に入れる。原文の引用の場合はそのかぎりではない。

【例】2017(平成29)年 …によると「元禄三年(1690)…」

⑫動植物等の学名は斜字体(イタリック)を使用し、可能な限り和名を併記する。

⑬特殊な活字は、斜字体(イタリック)、太字体(MSゴシック)で表示できる。

⑭章・節・項のタイトルは、数字はアラビア数字、字体はMSゴシックとする。

【例】章 MSゴシック 11ポイント

1 はじめに 2 ○○○○ 3 ○○○○ 4 むすび

節 MSゴシック 10.5ポイント

(1) ○○○○ (2) ○○○○ (3) ○○○○

## 2. キーワード

キーワードは、本文の内容を端的に表現する3～5語とする。

## 3. 注・参考文献の表記

①注および参考文献の該当箇所は、本文の該当箇所の右肩にポイントを小さくして上付きで<sup>1)2)</sup>…の番号を示す。

【例】…である<sup>1)</sup>。中沢秀夫<sup>2)</sup>によれば…。

②文字の右肩に記した番号<sup>1)2)</sup>…に関する注・参考文献は、文末に以下のように明記する。文字の大きさはポイントを本文より一つ下げ、10ポイントとする。

- ・著者(編者や訳者等を含む)が複数の場合も、省略せずに全著者名を記す。
- ・同一著者による複数の文献が連続する場合も、文献ごとに著者名を省略せずに記す。
- ・欧文の文献は、書名または雑誌名を斜字体(イタリック)で表示する。
- ・ウェブサイトは、サイト名とアドレスを併記し、閲覧日も明記する。

【例】

- 1) 中沢秀夫(1992)：『草津温泉誌 第2巻』草津町、180-190頁。
- 2) 中沢秀夫(1995)：「草津温泉の町並み保存」『地理学報告』、第5巻2号、15-25頁。
- 3) 1712(正徳2)年自序の寺島良安著『和漢三才図絵』巻第七十六「紀伊」項に「本宮ノ温泉在湯峯」と記す。
- 4) 前掲2)、18頁。
- 5) Barker, M. L. (1982)：Traditional landscape and mass tourism in the Alps. *Geographical Review*, 72, pp. 395-415.
- 6) Paldele, B. (1994)：Die aufgelassenen Almen Tirols. Innsbrucker Geographische Studien, 22.
- 7) 長崎県観光統計  
<http://www.nagasaki-tabinet.com/public/statistics/> (2017年4月1日閲覧)

## 4. 図・表・写真

- ①図と表はワード、エクセル、パワーポイント、写真は .jpg 画像として作成し、本文に貼り込み・挿入せず、別途にまとめて送付する。
- ②図番号は図1、図2、表番号は表1、表2、写真番号は写真1、写真2のようにする。
- ③本文における各図・表・写真の挿入希望位置を本文右の余白に朱書きする。
- ④図・表はそのまま印刷できるように完成されたものとし、大きさと文字のバランスを考慮する。
- ⑤図・写真のタイトルは下中央位置に、表のタイトルは上中央位置に表記し、図・表・写真の下に出典・撮影日等を明記する。また、地図には縮尺と方位を入れる。

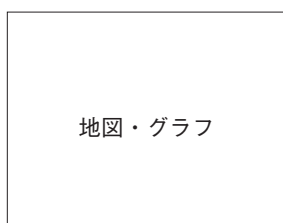


図1 ○○○○○○  
(注)○○により筆者作成。



(注)○○により筆者作成。



写真1 ○○○○○○  
(注)筆者撮影。2017年4月1日。

# Journal of Studies on Spa Regions

No.36  
2021.3

## contents

### Articles

- Hot Spring Cure Culture in Tohoku District—Study of Yamagata Prefecture  
from the 1950s to 1960s ..... Aya UCHIDA (1)
- A Study on the History of Asama Hot Springs and “Yuguchi” Right (a Right to  
Source of Hot Spring) ~Taking Taka-no-yu Case as a Starting Point~  
..... Keisuke SHIMIZU (13)
- Comparison of the Effect between the Day Trip Use and Accommodation Use of  
Hot Springs Area in Bungotakada—Based on the Results of the Survey Project to  
Measure the Effects of an “ONSEN Stay (Shin-toji)” —  
..... Masaki SAITO, Yasunori MORI, Shinya HAYASAKA (25)

### Case Study

- Warranty against Defects for Excavation Construction of Hot Spring ..... Yuske DATE (35)

### Report

- Situation of Nyuto Onsen Hot Springs Area ..... Takahiro TAKEUCHI (40)

### Book Review

- The Japanese Society of Hot Spring Science Supervising [Illustrated Hot Springs in  
Japan—Science of 170 Hot Springs] ..... Rie NISHIMURA (44)

- Notes and News ..... (45)